

予算決算委員会 文教厚生分科会 会議録

日 時 令和3年3月16日（火）

午前10時00分開会，午後3時38分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

①議案第14号 令和3年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第3款（民生費）ただし第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費）を除く，第4款（衛生費）中第1項（保健衛生費），第9款（教育費），第2表債務負担行為中（第4次土浦市地域福祉計画策定委託料）

②議案第26号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第16回）～第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款（民生費），第4款（衛生費）中第1項（保健衛生費），第9款（教育費），第2表繰越明許費中第3款（民生費），第4款（衛生費），第9款（教育費）

③議案第29号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第17回）～第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款（民生費）ただし第1項（社会福祉費）中第7目（消費者行政費）を除く，第4款（衛生費）中第1項（保健衛生費），第9款（教育費），第2表繰越明許費中第3款（民生費），第9款（教育費）

4 その他

5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	塚原	圭二
副委員長	目黒	英一
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇

委 員	矢口 勝雄
委 員	下村 壽郎
委 員	鈴木 一彦
委 員	福田 一夫

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（２２名）

教育長	井坂 隆
教育部長	羽生 元幸
参事	菊池 正和
教育総務課長	藤井 徹
学務課長	田中 裕之
文化生涯学習課長	中澤 達也
スポーツ振興課	根本 卓也
土浦市給食センター所長	寺崎 敏彦
図書館長	大貫 三千夫
指導課長	中山 弘
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長	黒澤 春彦
保健福祉部長	塚本 哲生
社会福祉課長	平井 康裕
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	菊田 宏巳
こども相談課長	中川 光美
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	元川 宏
健康増進課長	羽成 信明
つくしの家所長	中村 孝一
療育支援センター所長	直井 洋明

事務局職員出席者

係 長	小野 聡
-----	------

傍聴者（なし）

○塚原委員長　ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。今日は長丁場になりそうなので、御協力をお願いします。議事録を起こす関係で発言を録音させていただきますので、説明者・発言者はマイクの使用をお願いします。また、委員の皆さんにお願いです。審査の中で、委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をする時に意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第１４号、令和３年度土浦市一般会計予算から第１表歳入歳出予算歳出中第３款民生費ただし第１項社会福祉費中第７目消費者行政費を除く、第４款衛生費中第１項保健衛生費、第９款教育費、第２表債務負担行為中第４次土浦市地域福祉計画策定委託料を議題とさせていただきます。サイドボックスを開いていただいて、本会議、令和３年、第１回定例会、事前配付資料、令和３年度土浦市予算書を御準備ください。では執行部より順次に説明をお願いします。

○平井社会福祉課長　議案第１４号、令和３年度土浦市一般会計予算について御説明いたします。それでは、令和３年度予算について御説明をいたします。サイドボックスページは、１０４ページ、予算書は、１０１ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費は、福祉関係職員の人件費、社会福祉センターなどの指定管理者指定管理料、社会福祉協議会への補助金、国民健康保険等の特別会計への繰出金が主なもので、前年度当初予算に対し３．６パーセントの増でございます。増額の主な要因は、介護保険特別会計への繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金が増加したことによるものでございます。主な内容について御説明いたします。１節報酬につきましては、民生委員推薦会開催時の委員報酬でございます。２節給料から４節共済費までは福祉関係職員４１人分の人件費でございます。１２節委託料は、社会福祉センター及び新治総合福祉センターの指定管理者指定管理料、高齢者クラブや障害者団体等が研修などの福祉事業に活用するための福祉バス運営委託料及び我が事、丸ごとの地域づくりを目指して、ふれあいネットワークを発展させ、住民が主体的に地域課題を把握し、解決していける体制をつくる地域力強化推進事業と、各相談支援機関を総合的に結びネットワーク化する多機関の協働による包括的支援体制構築事業の委託料及び建築基準法第１２条に基づき３年に１度実施します、新治総合福祉センターの建物定期点検委託料が主なものでございます。１３節使用料及び賃借料は、墓地埋葬法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、身元不明の遺体、引取り手のない死亡人等の葬祭を行う事業で、遺体を引取る者がいない場合、市が遺体を引取り、火葬を実施する際の遺体搬送の車両借り上げ料、施設使用料が主なもので、前年度当初の想定者８名から、今年度は２４

人分と増額しております。サイドブックページは105ページ、予算書は102ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金の負担金のうち、総合福祉会館共用部分の修繕費負担金は、開設から24年目を迎えるウララ2の総合福祉会館について、共用部分のトイレの改修、非常用発電機負荷試験を実施いたしますが、その費用について所有者の持分に応じた負担をするものです。なお、負担割合につきましては、62.2716パーセントとなっております。補助金のうち、民生委員協議会運営補助金は、民生委員児童委員240人分の補助金、社会福祉協議会補助金は、社協職員25人分及び嘱託職員4人、再雇用職員2名分の人件費と、ボランティアセンター運営事業等への補助金でございます。27節繰出金は、説明欄記載のとおり国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。特別会計の予算の詳細につきましては、それぞれの特別会計の項目で説明いたします。説明は以上でございます。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。国民年金事務費でございます。国民年金事務費につきましては、国からの法定受託事務に係る経常的な経費でございます。人件費が主なものでございます。前年度との比較では7.1パーセントの減となっております。国民年金の現状といたしましては、令和元年度末の被保険者数は25,404人で、対前年度比787人、3.0パーセントの減、同じく受給者数は40,264人で、対前年度比556人、1.4パーセントの増となっております。説明は以上でございます。

○加藤障害福祉課長 障害福祉課でございます。サイドブック106ページをお願いいたします。3目障害者福祉費でございます。障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや各種福祉手当等の費用が主なもので、前年度比で約6.7パーセントの増となっております。増額の主な要因といたしましては、障害者の就労や作業訓練等を行う訓練等給付費、障害児の療育訓練を行う障害児給付費などの費用が、いずれも利用者の増加により増えたことと、また障害者自立支援センターの指定管理者委託料が、職員増員により増加したことによるものでございます。歳出の主なものにつきまして御説明いたします。1節報酬につきましては、障害者介護認定審査会委員10名、手話通訳者1名、国保連請求及び医療レセプト点検事務など、会計年度任用職員2名の報酬でございます。7節報償費につきましては、こころの相談実施に係る精神科医師、身体、知的障害者相談員、自立支援協議会等委員の謝礼、また、障害者児スポーツ大会開催時の記念品代などが主なものでございます。11節役務費のうち手数料につきましては、茨城県国保連合会への自立支援給付費などの請求に係る支払い審査事務、取扱い手数料、医師意見書作成手数料が主なものでございます。12節委託料につきましては、説明欄1段目、身体障害者に対し、機能訓練や入浴、食事など日中活動の提供を行う、障害者自立支援センターの指定管理料、備考欄4段目は、障害者から障害福祉サービスや生活上の一般的な相談を受ける相談支援事業。ページめくりまして、サイドブック107ページをお願いいたします。委託料の備考欄の下から1段目、地域生活支援拠点事業に

つきましては、障害者の高齢化、重度化や親亡き後に備え相談支援を、令和３年度から実施するものなど、説明欄、記載のと通りの委託料でございます。前年度に比べ総額で約５５０万円、約５．６パーセントの増となります。１３節使用料及び賃借料につきましては、障害福祉サービス費の請求内容審査システムに係る使用料でございます。１７節備品購入費につきましては、指定管理をおこなっている障害者自立支援センターで使用する車いす体重計の購入費用でございます。１９節扶助費につきましては、各種福祉手当や障害福祉サービスに係る給付費などが主なものでございます。前年度に比べ総額で約２億４００万円、約６．９パーセントの増となります。ページめくりまして、サイドブックス１０８ページをお願いいたします。扶助費の増額の主な要因といたしましては、備考欄上から７段目の入浴、食事、余暇活動など施設内で日中活動の提供を行う介護給付費及び８段目の就労や作業訓練等を行う訓練等給付費、９段目の障害児の療育訓練を行う障害児給付費などの、利用人数及び利用回数の増加によるものでございます。２０節貸付金につきましては、平成１９年度より申請者がいない為、科目設定を行うための計上でございます。説明は以上となります。

○中村つくしの家所長 続いて同じページ、４目つくしの家管理運営費の御説明いたします。つくしの家は、現在利用者４８人が日々通所しておりまして、日中の生活や、就労作業に励んでおります。本年度予算額は前年当初比で１２．１パーセントの増額となっております。増額の主な理由といたしましては、再任用職員の配置増による人件費の増額となっております。人件費以外のその他の経費の内容につきましては、例年とおおむね同様のものでございます。主な内容につきまして、御説明いたします。１節報酬につきましては、嘱託医１名と会計年度任用職員１４人分の報酬です。２節給料から４節共済費までは、つくしの家職員１１名分の人件費でございます。次のページサイドブックス１０９ページ、紙では１０６ページを御覧下さい。７節報償費は歯科医師、歯科衛生士、その他の謝礼でございます。８節旅費は、会計年度任用職員の通勤費、野外活動時等の職員引率旅費が主なものです。１０節需用費のうち賄材料費は、つくしの家で利用者に提供する給食用材料費でございます。１２節委託料につきましては、施設管理のための定例的な７件の委託及び最下段にございます３年ごとに行います建築物定期点検の業務委託でございます。１３節の使用料及び賃借料のうち入場料につきましては野外活動時の引率職員分です。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。これまでに何か御質問等ありますか。

○福田委員 社会福祉総務費なんですけれども、いわゆる行旅病者、従来８名だったのを２４名の見込みにしたということでございますけれども、これは今年度の経験によるものなのでしょうか。

○平井社会福祉課長 ３月１０日現在、２０人の取扱いがございます。昨年度より大幅に増額をしているという状況でございます、約月２名ということで増額をさせていただいたところでございます。

○福田委員 この増加というのはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○平井社会福祉課長 こちらの身元不明ということでございまして、搬送先がですね、協同病院が非常に多くございまして、協同病院に搬送されてですね、身寄りがない方、親族の方で疎遠になっていて連絡を取っても引き取りをしないというような方が増えているという状況でございます。

○福田委員 同じく社会福祉総務費で、多機関の協働による包括的支援体制構築事業とありますが、正式な事業名はなんでしょう。これが事業名ですか。

○平井社会福祉課長 多機関の協働による包括的支援体制構築事業というのが正式な名称でございます。

○福田委員 内容を詳しくお願いできますか。

○平井社会福祉課長 内容につきましては単独の機関でですね、十分に対応できない複合的な課題を解決するという部分でございまして、多種多機能の相談支援体制をネットワーク化するという部分で、より専門的なネットワーク機関としまして、現在、社協の人件費が主なものでございますが、人件費が1名、相談支援の包括化支援員が嘱託として1名、また、推進会議というものがございまして、運営経費となっております。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次にまいります。第5目老人福祉費から第6目医療福祉費までよろしくお願いいたします。

○水田高齢福祉課長 サイドブックス110ページ、予算書ですと107ページをお願いいたします。5目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、高齢者の方に対する各種福祉サービスや老人福祉センターの管理運営などの経費が主なものでございます。前年度と比べ、8.0パーセント、2,197万3,000円の増でございます。増の主なものにつきましては、老人福祉センター湖畔荘の指定管理者指定管理料、ふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料の増、それから社会福祉協議会への補助金が主なものとなります。7節報償費につきましては、金婚をたたえる集いや100歳を迎えられた方々などにお祝いなどをする敬老事業等に要する費用が主なものでございます。10節需用費のうち、修繕料につきましては、ふれあいセンターながみね、老人福祉センターつわぶき、湖畔荘の施設設備に係る修繕に要する費用でございます。昨年度よりも修繕料130万円増額させていただいております。12節委託料につきましては、老人福祉センター湖畔荘、うらら、つわぶき、それからふれあいセンターながみねの指定管理者指定管理料などが主なものでございます。委託料の一番下の段、建築物定期点検委託料につきましては、3年に1度義務づけられております3施設の点検費用となります。13節使用料及び賃借料につきましては、ひとり暮らし老人等の安否確認のための緊急通報システム機械借上料、金婚をたたえる集いの市民会館会場借上料となります。サイドブックス111ページをお願いいたします。14節工事請負費につきましては、ふれあ

いセンターながみねのプール及びお風呂の配管類の更新工事に伴う費用となりまして、昨年度よりも330万円ほど増額させていただいております。18節負担金補助及び交付金につきましては、まず負担金につきましては新治地方広域事務組合の老人福祉センターふれあいの里、解体に係る負担金が増加してございます。補助金につきましては、高齢者クラブなどへの活動補助金やシルバー人材センター及び社会福祉協議会への事業費補助金などが主なものでございます。19節扶助費、サイドボックス112ページをお願いします。一番上の居宅介護サービス利用者負担額助成費につきましては、低所得者が居宅サービスを利用した際の、負担額の2分の1を助成するものです。その下、高齢者移送サービス利用助成費につきましては、高齢者の外出支援策としてのりあいタクシー土浦の利用者に対し、年会費の一部、また運転免許証の返納者に対しましては、1回のみ全額を助成しているものでございます。老人福祉費につきましては以上でございます。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。6目医療福祉費でございます。医療福祉費は、小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度マル福に係る経費となっておりまして、前年度比1.0パーセントの増となっております。本市におきましては、令和2年10月診療分より、高校生につきまして、県制度対象外の入院及び外来の医療費まで対象を拡大したところでございます。うち11節役務費、こちらは県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬明細書、レセプトの審査手数料となっております。19節扶助費は、マル福により医療費の自己負担分を助成するものでございまして、県と市で2分の1ずつ負担する県制度と、市で全額を負担する市単独分がございまして、説明欄に記載の区分により助成するものでございます。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。これまでに何か御質問等ありますか。

○矢口委員 老人福祉費の件でお伺いします。昨対比8パーセントアップの一番の要因として、指定管理者料がアップしているというような御説明でしたが、どのような要因で上がっているのかを御説明いただきたいと思います。

○水田高齢福祉課長 まず、ふれあいセンターながみねにつきましては、指定管理の切換えに際しまして、人件費の上昇分を加味してございます。また、新しく指定管理をするに際しまして、これまで出しっぱなしだった光熱費、燃料費、修繕料につきまして精算方式を取らせていただきたいと思います。その分を若干加味したうえで予算をいただいたところでございます。湖畔荘の指定管理者指定管理料につきましては、今年度までは再任用職員が所長を務めていただいております。所長につきましては、再任用職員です。人事課の方で、予算の方を担保していただいております。来年度からは、再任用職員でない可能性がございますので、委託料に人件費を乗せさせていただいて予算化させていただいたところでございます。以上でございます。

○福田委員 社会福祉協議会補助金なんですが、社会福祉総務費からと高齢福祉課からも2本立てで出ているんですが、その辺どういう理由なんですけれども。

- 水田高齢福祉課長 高齢福祉課の方で社会福祉協議会の方に補助金を流している内容でございますけれども、社会福祉協議会の方で実施しております、訪問介護サービスの事業に対して、高齢福祉課の方で補助金を出させていただいているものであります。
- 田子委員 老人福祉費の方で、10節需用費の修繕料について、こういったところを修繕していく予定なのか教えていただけますか。
- 水田高齢福祉課長 修繕料につきましては、施設の方も古くなっておりますので、修繕の案件が出て来た順番に内容を確認させていただいて、修繕を実施しているものでございます。ちなみに、修繕の内容で多いものにつきましては、ふれあいセンターながみねの配管関係の工事。老人福祉センターですと、ボイラー関係の修繕ですとか、設備関係のものが非常に多い状況であります。
- 田子委員 ながみねの配管はまた別にあがってますよね。これは除いてほかの所を修繕するための修繕料ということでよろしいですか。
- 水田高齢福祉課長 14節の工事請負費の方で予算化させていただいたものは、事業計画を作らせていただいて、修繕ではなくて壊れる前に対応していかなくてはいけないものをピックアップさせていただいて、工事請負費の方で予算化をさせていただいたものでございまして、修繕料についてはその都度、壊れたものに対して対応していくという内容の、予算化したものでございます。
- 田子委員 壊れる前に直していただくというのはすごくいいと思いますので、たくさんの方が利用している施設だと思いますので、積極的にお願いします。それから先ほど、ながみねの方なんですけれども、指定管理料について精算方式に変えていくということなんですけれども、変える前と変えたらどうなるかというのを少し詳しく教えていただけませんか。
- 水田高齢福祉課長 現在の指定管理者になる前には、社会福祉協議会の方に委託をさせていただいた時代がございました。その当時は精算方式を取らせていただいております。現在よりも水の使用量ですとか修繕料はもう少し膨らんでいた状況がございました。そういう状況も勘案させていただいて少し多めに予算を取らせていただいて、その中でうまく運用を図っていただくと。使用量が少なければ、戻していただく内容のものに変更させていただいたものでございます。
- 田子委員 これから精算方式にすると先ほどおっしゃってませんでしたか。私の聞き間違いかしら。
- 水田高齢福祉課長 現在は精算方式を取ってないですけれども、以前は、社会福祉協議会の当時は、精算方式を取らせていただいております。今の指定管理者になる時に精算方式は止めて、一旦出しっぱなしの形の委託料にしたんですけれども、適正な水の使用とかよく見えない部分がありましたので、その辺をよくチェックするためにも精算方式というやり方を取らせていただきたいところです。
- 田子委員 医療福祉費、マル福の方なんですけれども、子どもの医療扶助費、小児医療扶助費の方を18歳までということで、大変評価している、とても歓迎している

ものなんですけれども、今後県負担分の方も考えていただいて、窓口で完全に支払わなくて済むような環境を整えていただきたいなと思っておりますので、これは要望としてお願いいたします。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、第8目後期高齢者医療給付費費、第9目生活困窮者自立支援事業費の説明の方をよろしく願いいたします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。サイドブックは113ページ、紙の予算書110ページをお願いいたします。8目後期高齢者医療給付費は、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。前年度との比較では1.7パーセントの増という状況でございます。19節負担金の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は、広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金、また、後期高齢者医療給付費市町村負担金は、医療給付費に係る負担金となっております。以上でございます。

○平井社会福祉課長 社会福祉課でございます。続きまして、9目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階から支援を行い自立の促進を図るもので、前年度当初予算に対し59.8パーセントの増でございます。増額の主な要因は、19節扶助費の、住居確保給付金の増によるものでございます。主な内容について御説明させていただきます。1節報酬は、就労支援員の報酬になります。12節委託料の生活困窮者自立支援事業委託料は、自立相談支援事業に係る経費で、相談支援員、就労支援員の人件費が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金の就労準備支援事業負担金は、生活リズムの崩れや、社会との関りに不安があるなど、就労準備が整っていない者に対して、就労に必要な基礎的能力の形成を、生活訓練・社会訓練・技術習得訓練などにより、計画的に支援するもので、令和3年度から県主体により、広域にて実施するための負担金でございます。19節扶助費につきましては、離職等により経済的に困窮し、住宅を失った又は、失う恐れがある方に就職に向けた活動をするなどを条件に、家賃相当の給付金を支給するものでございます。昨年度の当初予算では、28世帯を見込んでおりましたが、令和3年度におきましては、今年度の実績・見込み等を踏まえ、121世帯を見込んだことから、約1,900万円の増額となっております。説明は以上でございます。

○福田委員 生活困窮者自立支援事業でございますけれども、コロナ禍の中での就労支援ということで、求人も減っているのではないかと想像しますけれども、現実的に今年度いかがでしたでしょうか。

○平井社会福祉課長 生活困窮者の相談件数、こちらは非常に伸びております。生活保護の世帯数につきましては、微増でございまして思ったより保護の受給件数は少ないという状況でございます。相談件数でございますが、本年2月までで687件の

相談件数、保護者世帯につきましては1326人ということでございまして、昨年が相談件数トータルで655件、昨年度、令和元年度中の3月末までの部分ですと、保護者数が1318人ということでございますので、相談件数は伸びてる状況でございます。有効求人倍率も1倍を超えているという報道もございますので、やはりマッチングという部分が課題になっているのかなと思います。

○目黒副委員長 先ほど福田委員の質問に関してなんですけれども、自立支援事業、その下の就労準備支援の具体的な支援内容を教えていただけたらと思います。

○平井社会福祉課長 就労準備支援事業でございますが、先ほど御説明させていただきましたが、生活リズムの崩れですとか社会との関わりに不安があるということで、就労の以前の段階の方を日常生活の自立訓練ということで、定時に起床したり、施設に通所したり、自宅訪問したり、電話等により促しをする。1日のタイムスケジュールを利用者の方と、施設の対象者の方との作成をしたりというのが日常生活自立訓練。社会生活自立訓練というのが、挨拶の励行ですとか、基本的なコミュニケーション能力の形成、場合によっては地域のイベントやボランティアの参加という部分で自立を促していく。それと就労自立訓練、2つの訓練を進めていきまして、最終的には履歴書の作成指導ですとか、ビジネスマナーの講習、それと協力事業所による職場の体験などを通じて、就労に繋げていくというのがございます。ただこちら、令和3年度から茨城県が主体になりまして、広域で実施するというものがございます。こちらは実施団体、NPOになるかと思うんですが、こちらの方もこれから県の方での入札ということで伺ってございます。

○目黒副委員長 このような支援に対しては、職員が直接訪問されてマンツーマンで対応されたりとか、また、通所等に関しても職員が車に实际乗せて、通所の支援をするのか、そこら辺を詳しく教えてください。

○平井社会福祉課長 具体的なところは、これからでございまして、実際に委託業者さんが決まった段階で、改めて県の方でも具体的なスケジュールと内容の部分は詰めていくのだと思うのですが、実際の自立訓練の内容のメニューみたいなのは決まっております。

○目黒副委員長 決まりましたら、詳しく教えていただければと思います。

○田子委員 今のでちょっと気になったんですけれども、例えば成人されている方で引きこもりの方っていうのは、対象になるんでしょうか。

○平井社会福祉課長 成人の方も当然、例えば8050問題ですとか、そういった方も対象となるというところがございますので、そういった方を生活保護の段階までではなくてですね、就労に繋げていって保護にならないような対応を取っていくということでございます。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、第2項児童福祉費の方をよろしく願いいたします。

○中川こども相談課長 こども相談課です。2項児童福祉費につきまして、順次御説明

させていただきます。サイドブックの114ページをお願いいたします。1目児童福祉総務費につきましては、来年度4月から新設されますこども未来部のこども政策課、こども包括支援課、保育課の職員の人件費、家庭児童相談員の報酬が主なものです。前年度比で、24.2パーセントの増です。主なものを説明させていただきます。1節報酬につきましては、家庭児童相談員2名、子ども子育て会議開催時の委員に対する報酬のものです。2節給料から4節共済費につきましては、こども政策課、こども包括支援課、保育課、計26人分の人件費です。7節報償費につきましては、虐待などを受けている要保護児童の早期発見、早期対応による支援会議である要保護児童対策地域協議会開催時の委員に対する謝礼となります。2目児童福祉対策費につきましては、子育て支援コンシェルジュ、助産師とこどもランドにおける人件費と、市内2か所の子育て交流サロンの運営委託料、また、ファミリーサポート事業委託料、子どもの学習支援事業委託料が主なもので、機構改革によりまして、子ども関連の事業が移管したこともあり、前年度比、102.5パーセントの増となっております。1節報酬、3節職員手当等につきましては、子育て支援コンシェルジュ2名、助産師2名、こどもランドの会計年度任用職員3名に対する人件費です。7節報償費につきましては、市主催のパーティーをきっかけに成婚され、市内にお住みになるカップルに対してお祝い金を支給するものです。12節委託料の主なものは、子育て交流サロンの運営委託料は、土浦市更生保護女性会に運営を委託しております。ファミリーサポート事業は、会員登録により、保育施設への送迎を支援していただくなどの子育て支援事業で、社会福祉協議会へ委託しております。次のページをお願いいたします。子どもの学習支援事業委託料は、生活困窮状態にある世帯の児童に対し、学習習慣・生活習慣の確立や、学習意欲の向上を目的に、平成28年度からスタートし、平成29年から5つの中学校地区で実施している、つちまる学習塾の運営経費です。新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、昨年10月より感染予防に配慮し、3か所に会場を変更しております。なお、現在、対象学年を4年生から6年生としていますが、来年度は9年生、中学生まで拡大して実施してまいります。新規事業としまして、子育て支援アプリを導入いたします。このアプリは、スマートフォンの母子健康手帳アプリで、健診結果や成長の記録をデータ化することで、家族間で共有することが可能となります。また、市は子育て関連イベント等の情報が発信できるものです。支援対象児童等見守り強化事業委託料は、新型コロナ感染症の影響により児童虐待リスクが高まっていることから、市の要保護児童対策地域協議会が中核となって、こども宅食等の支援を行う民間団体に委託し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制を強化いたします。13節使用料及び賃借料は、婚活パーティーの会場借り上げ料と子育て交流サロンの利用者用駐車場の使用料となっております。17節備品購入費につきましては、本庁舎1階に設置しております、キッズスペースを県産木材を活用したものにリニューアルするものです。18節負担金補助及び交付金につきましては、補助金は、各地区公民館の市民委員会が主に小学生を対象に

実施するチャレンジクラブ事業，結婚の際，引越費用等を助成する結婚新生活支援事業費補助金，妊婦が妊婦健診や出産のための入院時にタクシーを利用する際の料金を補助するマタニティタクシー利用補助金が主なものとなります。説明につきましては以上となります。

○菊田こども福祉課長 私からは第3目以降について説明させていただきます。3目児童手当費につきましては，児童手当支給に関する経費で，前年度と比べ，2.5パーセントの減です。1節報酬，3節職員手当等については，手当支給事務の補助として雇用する非常勤職員1名の報酬などです。19節扶助費については，児童手当の支給総額です。児童手当は，中学校卒業までの児童を養育している方を対象者として支給する手当です。4目母子父子福祉費につきましては，母子父子家庭等への支援対策に係る経費で，前年度と比べ0.7パーセントの減です。1節報酬，3節職員手当等については，児童扶養手当支給事務の補助員として雇用する非常勤職員1名の報酬などです。サイドブックス116ページ，予算書113ページをお願いいたします。12節委託料については，助産事業委託料は，経済的な問題がある妊婦，健康保険加入が困難に対し，指定助産施設における分娩費用の自己負担額を軽減するものです。母子生活支援施設助成事業委託料は，DV被害者が生活する住居を得るまでに住まう施設の費用を支援するものです。19節扶助費については，児童扶養手当，遺児手当，高等職業訓練促進給付費が主なものです。児童扶養手当は，主に母子・父子家庭を対象に18歳になった年度末までの児童を養育している者に支給する手当です。また，遺児手当は，父母の一方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者に支給する手当です。高等職業訓練促進給付費は，ひとり親世帯の親が就職に有利な資格の取得を支援するものです。母子支援施設入所等措置費は，DVからの避難や住宅を追われた場合に緊急かつ一時的に保護するため，民間ホテルを借り上げるものです。5目保育所費につきましては，公立保育所5所1分園の管理運営費，市内3か所の民間保育所に設置している地域子育て支援センター運営委託に係る経費，また，多子世帯の保育料を軽減する補助金等が主なものです。前年度と比べ1.2パーセントの増です。増額の主なものとしましては，政策的経費として認定こども園土浦幼稚園を設置するために園舎改修工事の実施設計委託料分の増がございます。1節報酬については，公立保育所に入所している児童の健診をお願いする内科，歯科の嘱託医，保育料徴収嘱託員，非常勤職員として雇用する保育士，こども福祉課事務補助などへの報酬です。2節給料から4節共済費については，保育所の正職員である保育士，調理員，管理員，計75名分の人件費などです。7節報償費は，保育士研修会における講師謝礼，また，東崎保育所における地域子育て支援センターさくらんぼが実施する事業の講師謝礼などです。8節旅費は，保育所職員の市内旅費や，親子遠足，保育士研修会などにかかる市外旅費です。12節委託料は，公立保育所で実施する点検や管理員用務など経常的な経費及び政策的な経費の計上です。サイドブックス117ページ，予算書114ページをお願いいたします。主なものは，説明欄，下から3番目の地域子育て支援センター事業委託料で

す。地域子育て支援センターは、子育て親子の交流等を促進するために、子育て講座などの事業を実施しています。下から2番目の認定こども園土浦幼稚園改修実施設計委託料は、施設改修工事の実施設計として、耐震診断も含めて実施します。建築物定期点検委託料は、保育所5か所について、3年に1度一級建築士等により建築物の劣化状況を点検するものです。サイドブックス119ページ、予算書115ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金については、協議会、諸会議への出席負担金、入所児童に対する保険料負担金などがありますが、補助金の多子世帯保育料軽減事業費補助金が、主なものです。この補助金は、多子世帯への経済的負担の軽減策で、3歳未満の子、年収約640万円未満の世帯について2子は半額、3子以降は無償とするものです。母親クラブ運営費補助金は、子育て支援センターさくらんぼ母親クラブへの補助です。6目私立保育園費につきましては、民間の保育所、認定こども園、地域型保育施設等に入所する児童の幼児教育・保育に係る経費の支出が主なもので、前年度と比べ2.2パーセントの増です。増額の主な要因は、新生保育所の民間移管により、民間保育所が1所増えることによる委託料の増加があります。12節委託料の民間保育所入所児童委託料は、民間保育所17所に入所する児童の保育委託料です。また、広域保育委託料は、土浦市の児童が市外の民間保育所へ入所した場合の委託料です。2号保育認定は3歳以上、3号保育認定は3歳未満児です。18節負担金補助及び交付金について、主なものは民間保育所等乳児等保育事業費補助金、民間保育所等運営費補助金、保育補助者雇上強化事業費補助金、また障害児保育や延長保育等の特別保育事業です。説明欄、上から2つ目の民間保育所等運営費補助金は、民間保育所に勤務する保育士の処遇改善及び資質向上に係る経費に対して補助を行うものです。また、上から5つ目の保育補助者雇上強化事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施し、増大する業務に対応できるよう、保育士の補助を行う保育補助者の配置を支援するものです。サイドブックス119ページ、予算書116ページをお願いします。19節扶助費について、施設型給付費は認定こども園や地域型保育等に入園する児童の給付費です。なお、1号教育認定は3歳以上の幼児教育です。説明欄上から6つ目の地域型保育給付費は、事業所内保育施設2園と、主に3歳未満児を入所の対象としている小規模保育施設6園へ入園する児童の給付費です。説明欄、下から3つ目の、私立幼稚園施設型給付費は、新制度へ移行した幼稚園への給付です。広域保育なので、市外の施設です。また、その下の2つ、私立幼稚園利用給付費は、保育料無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園に給付するものです。サイドブックス120ページ、予算書117ページをお願いいたします。説明欄1つ目の認可外保育施設等利用給付費も保育料無償化に伴い、給付するもので、保育の必要な児童が認可外保育施設等を利用した場合の給付費です。7目児童館費につきましては、市内3か所に設置している児童館の管理運営に関する経費の支出で、前年度と比べ、0.8パーセントの増加です。増の主な理由としましては、建築物の定期点検委託、その分の増がございます。1節報酬については、児童館に

勤務する非常勤職員の報酬です。2節給料から4節共済費については、職員11名分の人件費などです。7節報償費は、児童館自主講座の講師謝礼などです。8節旅費は、児童館職員の市内旅費です。12節委託料について、主なものは、児童館の植木剪定、清掃、機械警備等の委託料、そして、建築物定期点検委託料、3年に1回一級建築士等により建築物の劣化状況を点検するもの、となっております。その他につきましては、経常的な経費の計上です。説明は、以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○目黒副委員長 子育て支援アプリの件で、分かる範囲で教えていただけたらと思います。サイドボックスですと115ページ、紙の方だと112ページ。子育て支援アプリの方は具体的にいつ頃から導入されるか。また、市の方でLINEを導入されるということで、連携するのか。また、母子健診等につきまして、それ以外でも利用者がアプリを通して相談できるシステムがあるのか。分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○中川こども相談課長 こども相談課です。母子健康手帳アプリの導入計画なんですけれども、4月当初にアプリの会社の方と契約をいたしまして、早ければ5月初めあたりから皆さんに開放できるかと思っておりますので、4月になりまして母子手帳の発行した方にはなるべくチラシなどで周知させていただこうとは思っております。市が、広報の方でLINEを導入されるというお話は掲示させていただいておりますけれども、今の所このアプリとLINEの方は連携ができないような状態になっております。またもう1つですね、相談機能ということになっておりますが、アプリが開発しているところで一般的なお子さんの、例えばお熱が出た時とか怪我をしてしまった時、それからおもちゃなどを誤飲してしまった時などの対処方法とか。そういったものの検索ができるといったような内容も入っているということも聞いておりますので、直接相談という形にはできませんけれども、救急的な対処方法とか一般的な育児の、子どもの成長に係る内容の物は検索ができるような内容となっております。

○目黒副委員長 母子手帳を新たにいただく方以外も、実際に子育てをされている方も利用して活用できるということでよろしいですかね。

○中川こども相談課長 既にお子様がお生まれになっている方も、このアプリの方に御自分で入っていただくような形にはなりますけれども、入っていただければその子どもの成長に応じて、こちらから健診の計画だったり、子育て情報をお送りできますので、広く周知したいと思っております。

○奥谷委員 今の、御指摘がありました母子手帳のアプリについて追加でお聞きしたいのですが、私も昨年くらいから気になっておりまして、ほかの自治体でも導入されているというふうに聞いたことがあるのですが、それと同じようなプラットフォームでやれるのでしょうか。

○中川こども相談課長 すでに県内でも20か所くらいのところに入っているアプリと同様のアプリになると思います。

- 下村委員** マタニティタクシーの利用補助金なんですが、昨年度から開始したと思うんです。それで利用実績はお分かりになりますか。
- 中川こども相談課長** 今のところ利用実績ですけれども、去年の10月から開始させていただいて、使用してる人数が46人で、枚数的には89枚になっております。既に400人程度の方に交付させていただいておりますが、まだ利用の方がされておられません。というのは、妊娠期の初期の頃には自分で運転して病院に行くことが多いと思いますが、後期の方、あるいは出産時ですね、御家族の方で病院に送っていただけない時にタクシーなどを利用される方が多いので、これから後期に迎える方、10月に交付した方が、そろそろ出産時期に、4月の終わりから5月の頭が出産時期になっておりますので、そういう方がタクシーを利用されるのが増えてくると思いますので、だんだん利用の回数も増えてくると思っております。
- 下村委員** 利用券のことについて、多分前回質問したのかな、もう少し金額を上げてあげたらという話をしたと思うんです。今回、これについては昨年10月に開始する時と同じような金額で交付を考えてらっしゃるんでしょうか。その辺はどういう風に検討しましたでしょうか。
- 中川こども相談課長** 前回の委員会の時にも、そういうお話をいただいていたかと思います。年度当初の予算時期が、予算計上する時期が10月11月頃となっておりますので、利用件数とかそういったものも把握できなかったものですから、昨年度と同様の枚数と使用方法で計上させていただきましたが、新年度になりまして、使用状況とか利用頻度、利用しづらさとか、そういったところを利用者さんからお聞きしまして、年度途中にでも、金額を上げることはできませんけれども、1回に1枚という条件が付いておりますので、条件の1枚を上限なしで使えるとか、そういったところの利用方法に関しまして、変更する可能性があるかと思っておりますので、今後の利用状況を見まして検討して行きたいと思っております。
- 下村委員** ありがとうございます。当然、妊婦の方は大切な身体ですから、タクシーを利用して行けるという時に、利用回数1回に1枚とかではなくて、その辺も少し検討、意見を吸い上げて、あるいは調査をしながらきちんとやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 田子委員** 順番にお伺いしていきます。まずアプリの件でお伺いしたいと思うんですけれども、予防接種の推奨時期に通知というか、そういうのは入るのでしょうか。
- 中川こども相談課長** お子さんの方の生まれと月ですね、何年何月生まれというような登録をしていただきますので、年間でこちらから計画が決まっておりますので、その直前に該当者に検診の時期ですと、お知らせが届くようになります。
- 田子委員** 健診も通知されて、予防接種もそろそろ受けてくださいというようなものをいただけるということですか。
- 中川こども相談課長** 予防接種の時期も、同時に送るような形になると思います。
- 田子委員** 凄く良いと思うので、私も使いたいと思います。バグが有ったらすぐお知らせしますので、すぐ対応していただけたらと思います。次にですね、そのすぐ下

の支援対象児童等見守り強化事業，こちらなんですけれども，御飯の宅配をするということなんですけれども，注文を受けて宅配をするのでしょうか。それとも事前に登録して。こういった内容になるのか教えていただけますか。

○中川こども相談課長 こちらの事業なんですけれども，どなたでも利用が出来るというものではなくてですね，こちらで既に支援が必要としている世帯で，見守りが必要な家庭に対してやることになります。通常見守りで，学校通学されている方ですと，学校でも見守りができておりますので，学校や幼稚園，保育所などどこにも所属されないお子さんとか，そういった家庭を対象としておりまして，今のところ週1回，お弁当はこちらで用意をしまして，委託の業者さんの担当者さんが，毎週1回お弁当を持って訪問して，元気かどうかお子さんの顔を見て状況を確認するような事業となっております。

○田子委員 これは世帯の許可をいただいて，行うということでしょうか。

○中川こども相談課長 もちろんこちらから対象の方には，こういうことでお弁当を毎週。結局見守りをしますよというだけではなかなか受け入れてもらえないものですから，お弁当を手土産にではないですけれども，そういったものを届けるよという，1つの方法としてお弁当を宅配するという形になります。

○田子委員 良く分かりました，ありがとうございます。また，次伺いたいんですけれども，先ほども話題に上がりましたマタニティタクシーについてお伺いしたいと思います。タクシーに乗る時に，どのタクシーでも乗れるのでしょうか。

○中川こども相談課長 こちらは市内，それから近くのタクシー会社の方にはお願いをしておりますので，障害者の方のタクシー助成金があるんですけれども，そこと同じタクシー会社さんには御依頼をさせていただいておりますので，御乗車する際に母子健康手帳とそれから券を出していただければ，利用できるようになっております。

○田子委員 妊婦さんだと，例えば出血だとか破水したとか，そういう状況で緊急で乗られる方ももしかしたら出てくるかと思うんですけれども，タクシーの運転手さんの方に，そういった心構えというか知識というか，そういうのは市の方からアプローチはされているのでしょうか。

○中川こども相談課長 今，市内で1か所ですね，妊婦さんに特化した予約できる業者さんがおりまして，御自分で登録をすると，通っている病院それから自分の御住所，予定日，そういったことを登録しておきますと電話1本で，自分の名前を言っただけで病院に連れて行っていただけるような，優先的に車を手配していただけるような制度を持っている業者さんがおりますので，そういった業者さんを積極的に紹介させていただいておりますので，そちらでは妊婦さんの対応ができるような形になっております。

○田子委員 そこ以外のタクシー業者さんは，不得手であると受け取ってよろしいでしょうか。

○中川こども相談課長 不得手ということではないんですけれども，こちらからそうい

った妊婦さんに対する予備知識というか、そういうものを御紹介しておりませんので、今お話しいただきましたとおり急な対応が必要かと思っておりますので、何らかの対応、研修とまではいきませんが、うちの方にも助産師がおりますから、助産師の方で情報があれば、そういったものもお出しできるようなことを検討していきたいと思っております。

○田子委員 是非よろしく願います。保育補助者雇上強化事業です。歳入の時にもちょっとお伺いしたのですが、保育の資格を持たない方が研修を受けて保育にあたるということでよろしいですね。

○菊田こども福祉課長 おっしゃるとおりで、研修につきましては国の要件の書き方、保育所等で実習を修了した者というようなそういう書き方をしております、施設内研修で対応は可能であると思っております。各園でそれぞれごとに保育の補助者の方に、一緒に部屋に入っていてやっていただくわけで、園ごとに方針があると思うんですね。その園ごとに方針に沿った研修をされて、実施していただいたうえで園の方針に沿った使い方をさせていただくようになると、そのように考えております。

○田子委員 ちなみにこの予算、何人分をお考えですか。

○菊田こども福祉課長 25施設分を取っております。1施設当たり233万3,000円上限で、定員に応じてなんですけれども、121人以下ですかね。233万3,000円の25施設分で考えております。

○田子委員 1施設1人あたりこの金額ということですか。

○菊田こども福祉課長 施設の雇う人数は、例えば施設で1人雇っても、2人3人雇っても施設ごとの補助ですので、1施設当たり233万3,000円というものでございます。

○田子委員 これは国の事業だからあれかもしれないのですが、保育士さんを確実に確保していくような方針の方が、私はいいと思うんですよ。保育の質の低下に繋がらないか私は懸念しています。保育士さんのお給料って、ほかの業種の平均よりも10万円低いんですよ。ケア労働に対する賃金が、物凄く低い訳ですよ。本市で保育士さんを確保したいとなったら、まずはその処遇改善が私は必要だと思うんですけど、どうお考えですか。

○菊田こども福祉課長 この補助金につきましては、前からメニューにあったもので、今回特にコロナの関係で、大変気を付けなければならない業務もいろいろ増えていると。そういうところで補助の方にお掃除に入ってもらったり、あるいは一緒に保育に入ってもらうこともありますけれども、その補助をしていただくことによって現在いる保育士の負担が軽減されるように、その趣旨の補助金でございますので、その意味では使い勝手は良いのではないかなと思っております。

○田子委員 でも、その方も保育にあたるんですよ。この雇上事業で雇用された方も保育にあたられるわけですよ。周りだけじゃないですよ。正規の保育士さんのフォローだけではなくて、保育にもあたるということでしたよね。やはりそこで、しっかり資格を持たれた保育士さんがあたられるのと、まだ研修段階という方があ

たられるのはちょっと意味合いが違ってくると思うんですけれども、部長いかがですか。

○塚本保健福祉部長 実際の所ですね、正規と言いますかそういう保育士がなかなか民間企業の方でも、採用が難しいという状況の中ですね、その中でこういう人らが必要になっているというところだと思うんです。ただ、ちょっとジレンマといいますか、確かにそういう質という部分ではフルに正規の保育士さんがやるといいと思うんですが、現状ではそうはいかない中でのものというふうに理解しています。理想としてはそういう方をやっていくべきだと思ってますけれども。

○田子委員 ここから土浦は、待遇が良いからあそこ行くべと言ってもらえるような、そういう政策を考えていただいた方が良く思うんですけれども。土浦、ほかよりすごく給料が良いんだよね、給料良いんだよねとそこだけ言うのはあれなんですけれども、働く環境が凄く良いと、土浦市で働きたいと、全国に散らばっている保育士さんの資格を持ってても働いていない方が、あそこで働いてみたいと思ってもらえるような、そういった政策の方が私は魅力的だと思います。どうでしょう。

○塚本保健福祉部長 現状として中々そういうところが難しいところで、考えていきたいと思います。ひとつそういうところの処遇改善の予算も入れていますので、そういうところも含めて正規の、正規でなくてもフルの資格を持った保育士、そういうような環境を、ほかのつくば市とかそういう部分よりも入ってこれる、土浦市で働きたいと思えるような保育士さんを雇えるようにしていきたいと思います。ただ、現状としては、少ないという状況がありますので、これはこれでやらせていただきたいというところですね。

○下村委員 サイドブックスの113ページ、母子生活支援施設助成事業委託料と母子生活支援施設入所等措置費というところで、DV被害だとかという話がありましたけれども、実態とですね、かけ離れた数字なのか、実態と合わせているのか、あるいは見込まれる数字だけはなんとなくこんな数字で入れましたよということなのか、その辺少し教えていただきたいのですが。

○中川こども相談課長 こども相談課の方からお話させていただきます。母子生活支援施設の委託料に関しましては、実態に、施設の利用料が示されておりますので、そちらの金額を計上させていただいてますので、金額的にはあるかと思います。ただ、利用としては、利用があった場合に予算化させていただいておりまして、実績は今のところ何年もないというのが実態です。シェルターといった一時の緊急のところ、県の施設がございますが、こちらの方に入所される方はいますけれども。その後、母子生活支援施設助成事業というのはシェルターから出た後も一定の生活の拠点ができない方が、さらに入る施設でまいますので、シェルターに入っている間に、何らかの生活拠点を見つけて、仕事も見つけることができまして、シェルターから直接、一般の生活というか普通の生活に、暮らせるように支援をさせていただいていることから、この事業をほぼ使わずに通常の生活に支援できていますので、使っていないことが実態です。

○下村委員 分かりました、ありがとうございます。こういったことがなければ良いのですが、あった場合だともっともっと支援をしていかなければならないのかと、金額の上積みをしていかなければならないのかなというふうに感じますので、その辺を良く把握されているので大丈夫だと思いますが、もし発生した場合にはきちっと対応していただくと同時に、費用の方もしっかりと支援していただきたいというふうにお願いします。以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それではですね、5分間休憩とさせていただきますので、その後第8目からやらせていただきます。よろしくお願いします。

【休憩】

(午前11時25分再開)

○塚原委員長 それでは休憩前に引き続きまして、第8目療育支援センター管理費から第3項生活保護費、第4款衛生費、第1項保健衛生費までよろしくお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 療育支援センターでございます。118ページをお願いいたします。サイドブックスは121ページとなります。8目療育支援センター費でございます。当該科目は、上高津にございます療育支援センターの管理運営にかかる経費を賄うものでございます。1節報酬は、会計年度任用職員、管理員の報酬でございます。10節需用費は、療育支援センター運営にかかる光熱水費等でございます。12節委託料は、園児送迎バス委託料をはじめ、委託事業15事業にかかる経費を賄うものでございます。119ページをお願いいたします。サイドブックスは122ページとなります。9目つくし学園費でございます。当該科目は、つくし学園運営にかかる経費を賄うものでございます。1節報酬は、つくし学園会計年度任用職員、指導員など4名分の人件費及び嘱託医にかかる報酬でございます。2節給料から4節共済費までは、療育支援センターに勤務する市職員12名分の人件費でございます。7節報償費は、言語聴覚士等にかかる費用を賄うものでございます。次に、10目つくし療育ホーム費でございます。当該科目は、つくし療育ホーム運営にかかる経費を賄うものでございます。1節報酬は、つくし療育ホーム会計年度任用職員、指導員の人件費でございます。7節報償費は、療育相談等に派遣いただいている医師、理学療法士にかかる費用を賄うものでございます。120ページをお願いいたします。サイドブックスは123ページとなります。11目幼児ことばの教室費でございます。当該科目は、保健センター内にある幼児ことばの教室運営にかかる経費でございます。1節報酬は、幼児ことばの教室会計年度任用職員相談員及び指導員の10名分の人件費でございます。令和3年度から、保育所や幼稚園等に通所する発達に支援を必要とするお子さんが、集団生活に適応できるよう通所先に訪問する保育所等訪問支援を行います。この事業は、幼児ことばの教室の指導員を訪問支援員として、活用してまいりますので、その報酬が含まれています。

7 節報償費は、指導員謝礼でございます。次に、1 2 目早期療育相談費でございます。当該科目は、保健センター内3 階にあります、早期療育相談の運営に係る経費を賄うものです。1 節報酬は、会計年度任用職員主任相談員1 名と相談員等4 名分の人件費でございます。私からは、以上でございます。

○**菊田こども福祉課長** こども福祉課でございます。1 3 目放課後児童費でございます。機構改革によりまして、保育課の方に移りますので、私の方から説明させていただきます。放課後児童費は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室運営のための事業費でございます。1 節報酬から8 節旅費につきましては、直営の放課後児童クラブ支援員等にかかる人件費でございます。1 0 節需用費、1 1 節役務費については、主に児童クラブの管理運営にかかる経費でございます。次のページ、サイドブックスの1 2 4 ページ、予算書1 2 1 ページをお願いします。1 2 節委託料につきましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営委託料が主なものでございます。放課後児童クラブについては土浦小学校を、放課後子ども教室については菅谷小学校を新たに委託するものでございます。また、児童クラブ敷地内地盤土質調査委託料及び1 4 節工事請負費、児童クラブ整備工事費につきましては、待機児童が恒常化している土浦第二小学校に第3 児童クラブ室を新設するための費用でございます。1 7 節備品購入費につきましては、土浦第二小学校第3 児童クラブ室の新設及び菅谷小学校子ども教室の新規開設に伴う備品でございます。説明は以上でございます。

○**平井社会福祉課長** 社会福祉課でございます。続きまして、3 項生活保護費について御説明いたします。1 目生活保護総務費は、生活保護業務に係る職員の人件費、事務経費等が主なものになります。前年度比で6. 3 パーセントの増でございます。1 節報酬は、一般医と精神科医の2 人分の嘱託医報酬及び面接相談員、医療指導員、レセプト点検員等7 人分の人件費でございます。2 節給料から4 節共済費までは、査察指導員2 名、ケースワーカー1 4 名、計1 6 名分の人件費でございます。1 0 節需用費から次ページでございますが、1 3 節使用料及び賃借料につきましては、生活保護業務の実施に係るレセプトオンライン処理や、電算業務など事務に係る経費でございます。2 目扶助費は、説明欄記載のとおり、生活保護に係る8 種類の扶助費及び中国残留邦人に対する支援金並びに就労自立給付金、進学準備給付金で、前年度比で0. 8 パーセントの増となっております。就労自立給付金は、就労により生活保護から脱却した場合に一括支給する給付金で、進学準備給付金は、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として給付するものです。委託事務費でございます。身体、精神、知的のいずれかの障害があり、単独で居住が困難で、日常生活支援住居施設において日常生活上の必要な支援を受ける必要がある生活保護受給者に対して、支援を行う施設に対する事務費分で、本市においては、2 月末現在、4 名の方が2 つの施設に入居しております。生活保護の状況でございますが、令和2 年2 月末現在の被保護者数は1, 3 2 6 人、世帯数は1, 1 3 1 世帯で、前年同月比人数では0. 8 パーセントの増、世帯数では1. 9 パーセントの増となっております。保護率は9. 6 パーミルでございます。相談件

数につきましては、令和3年2月末現在では687件と、昨年同月比で16パーセントの増加となっております。説明は以上でございます。

○羽成健康増進課長 健康増進課です、予算書の125ページをお願いいたします。サイドブックス128ページです。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。健康増進課職員の人件費並びに各種団体への負担金及び補助金が主なものとなっております。前年度比約10.5パーセントの増で、項目ごとに説明します。1節報酬は、嘱託医及び会計年度任用職員の報酬です。2節給料から4節共済費までは、職員29人分の人件費です。18節負担金補助及び交付金で、負担金は、保健師の関係協議会等の負担金です。補助金は、献血の普及啓発と推進活動を行っている献血推進協議会への補助金及び土浦市医師会が運営する准看護学院への補助金となっております。また、骨髄移植ドナー支援事業助成金となります。次に、2目予防費は、予防接種に係る経費です。前年度比約0.3パーセントの減です。12節委託料は、小児用肺炎球菌ワクチンや4種混合ワクチン、日本脳炎など各種予防接種の委託料です。19節扶助費は、ただいま申し上げました予防接種を、協力医療機関以外で接種した場合の償還払いの経費です。126ページをお願いいたします。サイドブックス129ページです。3目地域医療対策費です。休日緊急診療事業及び寄附講座など地域医療に係る経費です。前年度比1.8パーセントの増です。18節負担金補助及び交付金で、説明欄の病院群輪番制病院運営費補助金は、初期の救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制のもと、二次救急病院としての診療機能を有する協力病院により、重症救急患者の医療を確保するため実施しているものです。協力病院は、土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター、東京医科大学茨城医療センターです。次に、公的医療機関運営支援補助金は、公的医療機関である土浦協同病院に対し、また救急医療体制強化支援補助金は、市内にある私的二次救急告示医療機関であります神立病院及び県南病院に対し、特別交付税制度を活用した補助金です。25節寄附金は、霞ヶ浦医療センター内に、筑波大学附属病院土浦市地域臨床教育センターを設置するため、筑波大学に対する寄付金で、寄附講座教員5名分に係る経費です。教授が3名、講師が2名分となっております。次に、4目市民健康管理費でございます。運動普及推進事業や食生活改善事業及び栄養相談などの市民の健康づくりに係る経費です。12節委託料は、市民の健康づくりを推進している食生活改善推進員協議会及び健康まつりの開催委託料、また運動普及推進員連絡協議会への委託料です。5目健康増進事業費は、各種健康診査や生活習慣病検診にかかる経費です。前年度8.16パーセントの増です。コロナ禍の関係で、密を避けるため、集団検診から医療機関検診の増加を見込んでおります。主な経費は、12節委託料で、胃がんや子宮がん、乳がんなど、各種がん検診に係る費用です。127ページをお願いいたします。サイドブックス130ページです。中段の、18節負担金補助及び交付金は、説明欄記載の生活習慣病予防対策推進事業負担金は、茨城県医師会が地域医療向上と医療費適正化を図るために実施する、生活習慣病予防対策事業に対する負担金で、県と市町村で2分の1ずつ負担しております。

次に、読影委員会用機器購入費補助金は、土浦市医師会へ委託しております、胸部検診や胃がん検診で、診断する際、読影機器を更新する費用を補助するもので、補助割合は2分1となります。続きまして、6目母子保健事業費は、妊婦や乳幼児の健康診査などに係る経費です。前年度比0.6パーセントの減となっております。

12節委託料の主な経費は、妊婦、乳児健康診査委託料で、妊娠中に14回、乳児期に2回、健康診査を受けるための経費で茨城県医師会へ委託しているものです。また、産後2週目と1か月目に産後うつなどの予防のための産婦健康診査、新生児の聴覚障害の早期発見のための新生児聴覚検査の委託料などが主な経費でございます。128ページをお願いいたします。サイドブックス131ページで18節負担金補助及び交付金は、説明欄の不妊治療費補助金は、不妊治療1回当たり5万円を限度に、10回まで助成する制度でございます。また、男性不妊治療につきましても、1回当たり5万円を限度に助成してございます。19節扶助費で、妊婦健康診査費助成金は、里帰り等で県外の病院で出産される場合、その病院と委託契約できない時、本人に費用を助成する経費です。未熟児養育医療給付費は、入院養育が必要な未熟児の医療費の自己負担分を公費負担する制度です。産婦健康診査費助成金と新生児聴覚検査費助成金につきましても、里帰り等で県外の病院等、委託契約ができない時に、本人に費用を助成する経費となります。次に、7目診療所費です。保健センターに併設されております休日緊急診療所の運営に係る経費です。前年費約9.5パーセントの増です。1節報酬は、診療所管理者の報酬及び看護師・事務員の報酬です。10節需用費の医薬材料費は、診療所用医薬品に係る経費です。12節委託料は、診療所の医療業務について、土浦市医師会及び土浦薬剤師会の業務委託に係る経費及び診療所から生じる医療廃棄物の処理に係る委託料です。17節備品購入費は、現在あるエアコンが老朽化したためエアコンを更新するものです。129ページをお願いいたします。サイドブックス132ページです。8目保健センター費です。保健センター費は、土浦市保健センター及び新治分室の2施設に係る施設管理経費でございます。前年度比約39.3パーセントの増です。13節委託料は、清掃や冷暖房設備保守点検など、施設管理に係る委託料です。委託料の一番下の防火設備点検委託料は、建築基準法の一部改正に伴い、保健センター内の防火シャッターの点検を行うための委託料です。13節使用料及び賃借料は、複写機や清掃用具に係る使用料及び植木、通信機器の借上料等でございます。14節工事請負費は、保健センターのエレベーターが老朽化しており、緊急時に各階に停まる装置がないため、戸開走保護装置等設置工事並びに保健センターの一部補修するための工事費です。これが予算額増の主なものです。説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○塚原委員長　ありがとうございます。御質問等ありますか。

○奥谷委員　サイドブックスの131ページ、母子健康事業費の中で負担金補助及び交付金、不妊治療の補助金とありますけれども、ちょっと教えていただきたいんですけど。制度として国で決められているものなのか、それとも本市独自で設置をし

ている補助金なのかというのを教えていただきたいと思います。

○羽成健康増進課長 これは国の補助、国の対象事業となっております。

○奥谷委員 先ほどの説明では1回5万円で10回まででしたっけ、というお話でしたけれども、今年度使われている方、申請の数はどれくらいでしょうか。

○羽成健康増進課長 女性140名、男性1名を予定して計上しております。

○奥谷委員 それは、この予算がということですね。今の実績をどれくらいか教えていただければと思います。

○羽成健康増進課長 実績では昨年度が77名、延べで128回の方が受けております。平成30年度は85名、延べで150回の方が受診されております。

○田子委員 療育支援センター管理費の委託料の一番下のダムウエーターなんですけれども、以前目黒副委員長が差別用語だよということで御指摘あったと思うんですね。手前の保育所費の方では、給食用小荷物専用昇降機というふうに変えてあるのを確認しておりますので、こちらも含めていただければいいんじゃないかと思います。

○直井療育支援センター所長 申し訳ありません。変更したいと思います。申し訳ございませんでした。小荷物専用昇降機と同じですので、それに読み替えてお願いします。

○田子委員 紙の127ページなんですけれども、健康増進事業費の補助金の読影機器、具体的にどんなものか教えていただけますか。

○羽成健康増進課長 具体的に言うと、レントゲンのフィルムを読影で機械に入れて、先生方が診断するのを今度、パソコン上に読み込むような形で、先生方が個別に見るような形になります。

○田子委員 ワンセット、一式ということですか。

○羽成健康増進課長 そういうことです。

○田子委員 これいくつ。

○羽成健康増進課長 1台で金額の2分の1を補助させていただく形になります。

○矢口委員 サイドボックス123ページですね、13目放課後児童費について伺います。非常に基本的な質問で恐縮なんですけど、この部門に関しては、文化生涯学習課が担当だったような気がしました。こちらの部門で載ってきているところ、どういう仕組みなのか、御説明いただけますか。

○菊田こども福祉課長 令和2年度は文化生涯学習課の担当でございます。機構改革によりまして、放課後児童クラブと放課後児童教室がですね、こちらが保育課の方に所管が移管します。その関係で、予算の方も民生費の方に計上するものでございます。

○矢口委員 良く分かりました。ありがとうございました。

○田子委員 生活保護費についてです。紙のだと122ページです。1番最後なんですけれども、生活保護だと車の保有が認められないということなんですけれども、コロナで若干緩和を、ということが言われていましたけれども、本市ではどのように今後、やっていくようになるのか教えてください。

○平井社会福祉課長 社会福祉課でございます。車の所有でございますが、就職をするに当たって車がどうしても必要な場合、就労に資する場合ですね、約6か月くらいの期間の中で、就労ができるという状況であれば、原則車両の方は所有してもいいですよというような話でございます。それと、どうしても公共交通機関が運行していない時間帯に就労先に行かなければならないといった場合には、当然車の所有を認めているというような状況でございます。これは、全国的な内容での部分となります。

○田子委員 乗るのも可能ですか、運転。

○平井社会福祉課長 原則通勤の時だけという形で、限ってという部分でございまして、通常車両を使ってですね、本来運転は認められないという部分でございます。ただ、6か月の期間で、就労に復帰できるという状況であれば、車両はそのまま処分をしないで、保有していてもいいですよという内容でございます。

○田子委員 そうしたら面接に行くだとか、就職にあたっての事で乗る場合もかまわないという認識で良いですかね。

○平井社会福祉課長 基本的には公共交通機関を利用できる場所であれば、公共交通機関を利用していただくという部分でございます。

○田子委員 そうしますと、本市の中ではどこが乗れる地域か、それが許可される地域なのか教えてください。

○平井社会福祉課長 基本的に市内であれば、公共交通機関というのはすべて網羅されていると思いますので。例えば、通勤する時間帯がどうしても公共交通機関が通っていない時間帯ということであれば、それはやむを得ないというところでございます。

○田子委員 そうしたら、本市の中ではこれを許可されるところはないという認識でよろしいですか。公共交通が走っているところでは乗車が認めないというのであれば、今、課長がおっしゃったとおり公共交通がきちんとなっている認識であれば、許可されないということですよ。違いますか。

○平井社会福祉課長 保有と運転というのは別でして、保有は認められると。ただ、通勤の時だけどうしても公共交通機関が、通っていない時の通勤の車の運転というのは、当然必要な部分でございますので、そこは致し方ないという部分もありますが、これから就労するという場合ですね、今、無職でして生活保護を受けていて、就労する際は基本的に公共交通機関を使用していただいて、6か月期間の保有の中で就労先が決まれば、その車を引き続き継続して、就労したら運転して問題ないというような状況でございます。保有はできると。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、第2表の債務負担行為をやってしまおうと思います。よろしくをお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課でございます。その前にですね、目黒副委員長と田子

委員から、御質問がありました就労準備支援事業の実施の内容につきまして御回答させていただければと思います。サイドブックスの方では113ページ、予算相の方では110ページでございます。18節負担金補助及び交付金の就労準備支援負担金の、就労準備支援事業でございます。茨城県の就労準備支援事業の広域実施要領というものがすでに案として出てございまして、対象人数として予定されているのは約50名程度。まず、利用するに当たっては、就労準備支援員と、これはキャリアコンサルタントの有資格者ですとか厚労省が実施します就労準備支援事業従事者育成研修を受講した者、こういった方が支援開始前に必ず利用者と面接を行いまして、具体的な支援の方法ですとか支援内容、日程、それと支援目標に付きまして十分な説明をさせていただきまして、その後、先ほど御説明させていただきました各自立支援訓練、これを実施すると。自宅の訪問ですとか、電話により指導をするというような手法を取るという部分でございまして、基本的には通所方式ということで事業所の事務所ですとかそういった所に通所する場合、それと一部合宿方式としまして、宿泊施設が伴っていて設備が整っているといった所に合宿を行う場合があるというところでございます。約50名、それで利用者につきましては、利用料を徴収しないという部分でございます。以上でございます。それでは、債務負担行為につきまして御説明いたします。サイドブックスは17ページ、予算書は14ページでございます。表の上から2段目の第4次土浦市地域福祉計画策定委託料につきましては、現計画の計画年度が令和4年度で満了となることから令和3年度、4年度の2か年で、第4次計画を策定するため設定するものです。債務負担行為を設定することにより、令和3年度中に次年度分を含めた委託契約を締結することが可能となり、計画策定が円滑に行えるものです。債務負担の限度額については資料記載のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 ここで時間になりましたので、ここで休憩にさせていただきます。午後1時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

【休憩】

(午後1時00分再開)

○塚原委員長 休憩前に引き続き分科会を始めさせていただきます。第9款教育費、第1項教育総務費からお願いいたします。

○藤井教育総務課長 サイドブックス190ページをお願いします。予算書は187ページです。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費です。1節報酬は、教育委員4人分の報酬です。8節旅費から、18節負担金補助及び交付金までは、例年どおりの計上です。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費です。1節報酬は、教育相談員6人及び道德教育アドバイザー1人の報酬が主なものです。2節給料から9節交際費までは、例年どおりの計上です。10節需用費は、消耗品費の令和3年度の中学校教科書改訂に伴う、

デジタル教科書の買い替えに伴うデジタル教科書の購入費が主なものです。11節役務費は、例年どおりの計上です。12節委託料になりますが、説明欄1番目の教育委員会バス運転管理委託料については、校外学習や各種大会時における児童・生徒送迎用バスとしまして、教育委員会所有のバス3台の運転管理業務を委託しているものです。次のページをお願いします。委託料の主なものは、説明欄4番目の外国語指導助手 配置委託料及び5番目の学校ICT支援員委託料で、こちらにつきましては令和3年度からGIGAスクール構想により1名増員し、合計2名を配置するものです。また、7番目は、2年生から9年生を対象に実施する、標準学力調査委託料です。13節使用料及び賃借料については、説明欄3番目パソコン使用料が主なもので、電子黒板等の使用料です。14節工事請負費については、教育相談室及び穴塚書庫改修工事費です。17節備品購入費については、知能検査用具等の購入費です。次のページをお願いします。18節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄7番目の、茨城県への派遣指導主事6人分の市町村負担金が主なものです。補助金につきましては、一つ目の奨学生育英事業補助金40人分が主なものです。24節積立金につきましては、今後の学校施設の整備に要する資金に充てるため、積立を行う市立学校施設整備基金積立金が主なものです。1項教育総務費の説明は以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に進みます。第2項小学校費から第4項幼稚園費まで説明お願いいたします。

○田中学務課長 学務課でございます。サイドブックスの193ページをお願いいたします。2項小学校費1目 学校管理費は、市内15の小学校と新治学園義務教育学校前期課程及び廃校になった5つの小学校の管理・運営に関する経費でございます。1節報酬、3節職員手当等、8節旅費は、学校管理員、特別支援教育支援員など小学校及び義務教育学校前期課程の業務に従事する会計年度任用職員の人件費でございます。7節報償費は、例年どおりの計上となっております。10節需用費は、特別教室等への空調機器新設により、電気料などが増加となっております。11節役務費は、例年どおりの計上となっております。12節委託料については、下から2番目の建築物定期点検委託料は、3年に1度実施する点検です。次のページをお願いします。説明欄の下から2番目、小学校施設ガスヒートポンプエアコン定期点検委託料については、土浦第二小ほか4校のガスヒートポンプエアコンの定期点検を行うものです。その下の小学校児童通学送迎委託料の通学バスの委託料が主なもので、学校の統廃合などにより登校距離が遠距離となった土浦小学校、都和小学校、新治学園義務教育学校前期課程及び菅谷小学校の児童に対する通学支援策として運行している経費でございます。13節使用料及び賃借料については、説明欄5番目のパソコン使用料が主なもので、小学校及び義務教育学校前期課程において教職員が使用する校務処理用コンピュータの賃借料でございます。14節工事請負費の説

明欄，１つ目の各学校施設整備工事費は，荒川沖小の昇降機改修工事や菅谷小の外壁補修工事を行うものです。また，２番目の一般補修工事費は，小学校施設の補修工事費です。３番目の小学校受変電設備機器更新工事費は，都和南小と乙戸小の更新時期を超えている機器の更新工事を行うものです。次のページをお願いします。下高津小学校敷地内通路設置工事費は，学校南側の正門付近の道幅が狭いことから，敷地内通路を設置し，児童の安全な通学路を整備するものです。１７節備品購入費につきましては，小学校２校の管理署室の空調機器を，更新するなどが主にするものです。２６節公課費は，例年どおりの計上でございます。続きまして，２目教育振興費でございます。１節報酬及び８節旅費は，理科支援員等，会計年度任用職員の人件費でございます。１０節需用費の主なものは，教科書改訂に伴う教師用指導書及び教科書の購入費でございます。１２節委託料は，例年どおりの計上となっております。１３節使用料及び賃借料は，小学校のコンピュータ教室用のパソコン及びＧＩＧＡスクール構想推進事業による１人１台端末の賃借料等でございます。１７節備品購入費は，例年どおりの計上となっております。１８節負担金補助及び交付金につきましては，芸術鑑賞教室の一部補助金でございます。１９節 扶助費は，要保護及び準要保護児童に対する学用品費，給食費等の援助に要する経費が主なものでございます。

○藤井教育総務課長 教育総務課でございます。続きまして，３目学校建設費です。７節報償費及び１０節需用費は，上大津地区統合小学校整備基本計画策定に伴う委員報酬及びワークショップ開催時の消耗品費で，１２節委託料の説明欄１番目も，同計画の策定委託料です。委託料の２番目小学校長寿命化改良事業実施設計委託料と３番目アスベスト等調査委託料は，神立小の屋内運動場及び特別教室棟の予防改修工事の実施設計とアスベスト等の調査を行うものです。１３節使用料及び賃借料のＬＥＤ照明器具借上料は，小学校の校舎棟の蛍光灯を，譲渡権付き１０年リースによりまして，ＬＥＤ照明に改修するものです。上半期に改修工事を実施しまして，下半期より，リースを開始します。２項小学校費の説明は，以上です。

○田中学務課長 １９６ページをお願いいたします。３項中学校費でございます。１目学校管理費は，市内の中学校７校と新治学園義務教育学校後期課程の管理，運営に関する経費でございます。１節報酬から４節共済費及び８節旅費は，中学校及び義務教育学校後期課程の業務に従事する学校管理員，特別支援教育支援員などの会計年度任用職員の人件費でございます。７節報償費は，例年どおりの計上となっております。１０節需用費は，小学校と同様に，特別教室等への空調機器新設により，電気料などが増加となっております。１１節役務費は，例年どおりの計上となっております。１２節委託料につきましては，説明欄下から２番目の火災報知器保守点検委託料等の学校施設の維持管理に伴うもの，その下の３年に１回実施する建築物定期点検委託料が，主なものです。次のページをお願いします。説明欄１番下の土浦第五中学校特別教室棟トイレ増築工事設計委託料は，特別教室棟にトイレが設置されていないことからトイレ増築工事を実施するため，実施設計を行うものです。

1 3 節使用料及び賃借料につきましては、説明欄の5 番目パソコン使用料が主なもので、中学校及び義務教育学校後期課程において教職員が使用する校務処理用コンピュータの賃借料等でございます。1 4 節工事請負費につきましては、三中の校舎の屋上防水及び外壁の経年劣化による破損の改修工事が主なものです。1 7 節備品購入費につきましては、例年どおりの計上のほか、一中など計4 校の給食配膳室に空調機器を新設するとともに、二中の校長室の空調機器を更新する空調機器整備事業があります。2 目教育振興費で次のページをお願いいたします。続きまして、2 目教育振興費でございます。1 節報酬及び8 節旅費は、会計年度任用職員、心の教室相談員の人件費でございます。1 0 節需用費につきましては、例年どおりの計上となっております。1 2 節委託料は、総合的な学習推進研究の委託料が主なものでございます。1 3 節 使用料及び賃借料の主なものは、パソコン使用料で、中学校のコンピュータ教室用のパソコン及びG I G Aスクール構想推進事業による1 人1 台端末の賃借料等でございます。1 7 節備品購入費につきましては、例年どおりの計上となっております。1 8 節負担金補助及び交付金は、観劇、音楽鑑賞教室の一部補助金等でございます。1 9 節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対する学用品費、給食費等の援助に要する経費が主なものでございます。2 目教育振興費は以上でございます。

○**藤井教育総務課長** 続きまして、3 目学校建設費です。1 2 節委託料の中学校長寿命化改良事業実施設計委託料とアスベスト等調査委託料は、四中の校舎2 棟の予防改修工事の実施設計とアスベスト等の調査を行うものです。1 3 節使用料及び賃借料のL E D照明器具借上料は、中学校の校舎棟の蛍光灯を、譲渡権付き1 0 年リースによりまして、L E D照明に改修するものです。上半期に改修工事を実施しまして、下半期より、リースを開始します。3 項中学校費の説明は、以上です。

○**田中学務課長** 1 9 9 ページをお願いいたします。4 項幼稚園費でございます。1 目幼稚園費は、土浦幼稚園の管理・運営に関する経費でございます。1 節報酬から4 節共済費及び8 節旅費は、幼稚園の業務に従事する園長、特別支援教育支援員などの会計年度任用職員と正規職員3 名分の人件費でございます。7 節報償費、1 0 節需用費及び1 1 節役務費は、例年どおりの計上となっております。1 2 節委託料については、説明欄下から2 番目の土浦幼稚園と、令和2 年度末をもって廃園予定の新治幼稚園の敷地の草刈委託料及び1 番下の令和3 年度末をもって廃園予定の土浦幼稚園用地境界確定測量調査委託料が主なものでございます。次のページをお願いいたします。1 3 節使用料及び賃借料は、例年どおりの計上でございます。1 4 節工事請負費は、施設全般にわたる補修工事費で、昨年の修繕料か付替えたものです。1 8 節負担金補助及び交付金と1 9 節扶助費は、例年どおりの計上でございます。4 項幼稚園費は以上でございます。

○**塚原委員長** ありがとうございます。御質問等ありますか。

○**鈴木委員** いくつかあるんですけど、まず新治幼稚園の閉園後の土地の管理は学務課になるのか教育総務課になるのかどちらでしょう。

- 藤井教育総務課長 教育総務課が担当する予定でございます。
- 鈴木委員 土浦幼稚園だけで予算が3,600万ということだと思っただけでも、園児は何人ぐらいいるんですって。
- 田中学務課長 令和3年度で20人とみております。
- 鈴木委員 全体的なことで、私の勉強不足の質問になって申し訳ないんですけども、学校管理費193ページの財源構成の中で、8万7,000円とかその他に入っているんですけど、これは何のお金なんだって。中学校費でも幼稚園費でもいくらか安い金額が、財源内訳のその他に、厳密には歳入の事だから分からないならば、後でもいいよ。
- 田中学務課長 お調べしてお答えしたいと思います。
- 下村委員 サイドボックスでいうと194ページの真ん中辺に、右の説明欄で小学校施設ガスヒートポンプエアコン定期点検委託料というのが、金額が大きくあるんですが、これはGHPでしょうけど、どこの学校と何台ぐらいあるか分かりますか。
- 藤井教育総務課長 小学校5校でございまして、二小、真鍋小学校、下高津小学校、神立小学校、乙戸小学校で台数は28台となります。
- 下村委員 GHPを、小学校も中学校も大体付け終わりで特別教室のみぐらいだから、今後は新設にGHPはないと考えていいですね。
- 藤井教育総務課長 付けない予定でございます。
- 下村委員 GHPはメンテナンスが、費用が掛かるので、必ず定期点検入らなくてはいけないので、効率は良いのですけれども無駄な気がするんですよ。将来的に壊れて行った時には、新しくはGHPに切り替えるのかどうか教えてください。
- 藤井教育総務課長 今回定期点検をするのは、平成25年に設置したものなんですけど、5年に1回、メーカーの方の点検の話がありまして、今後は違う、通常のパッケージのエアコンですね、付けていきたいと考えております。
- 下村委員 分かりました。できるだけ、マルチ型のエアコンもそうなんですけれども、1台壊れて、5台連動させていると、室外機が1台で室内機が5台だとすると、やはりそれも1台壊れると無駄が発生しますから、最近はそういうものを少なくしているはずなんです。GHPもメンテナンス費用とかいろいろなことがあってですね、ほかの施設もあれば見直していった方がいいのかなという気がします。四百何十万って電気ですとかかってこない訳ですから、その辺は検討していった改善していかなければならないと思います。
- 田子委員 小中学校費のLED照明に関して伺いたいですけれども、LEDってちょっと光が強いものだと思うんですけども、どのように設置していくのか教えていただけますか。
- 藤井教育総務課長 LEDにつきましては、先ほども申しましたけれども、10年リースということで年度当初に入札をしまして、事業者を決定しまして上半期に設置をしまして、その後リースでお金を払っていくという予定でございます。
- 田子委員 どんなイメージになるか教えてくださいませんか。まだできていないのであ

れば。

○藤井教育総務課長 まだイメージまでは。感じ的にはこんな感じをイメージしております。

○田子委員 子どもたちの目ってまだ発達段階だと思うので、あまり刺激が強くないような、柔らかめだけど明るいような照明を目指してやっていただければ良いのかなと思いますので、お願いいたします。

○藤井教育総務課長 留意したいと思います。

○矢口委員 サイドブックス194ページの小学校児童通学送迎委託料、これスクールバスのことでしたよね。令和3年度、台数と対象の児童数を教えていただけますか。

○田中学務課長 令和3年度の台数はですね、個別にお話した方がよろしいですか。

○矢口委員 全部でいいです。

○田中学務課長 合計で、8台でございます。人数の方は、233名を予定しております。

○矢口委員 ありがとうございます。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に進みます。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費から第7目生涯学習館費をよろしく願いいたします。

○中澤文化生涯学習課長 文化生涯学習課です。サイドブックスの200ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費の主なものは、社会教育にかかる人件費及び生涯学習推進に伴う経費でございます。1節報酬につきましては、社会教育委員や、外国籍児童の日本語支援を行う学校支援コーディネーターに係る費用でございます。2節給料から4節共済費は、社会教育にかかる職員の人件費でございます。7節報償費につきましては、各種講座の報償費及び令和3年度よりの新規事業でありますコミュニティスクール導入事業に伴う推進委員会委員の報償費15人分、23万4,000円が含まれております。次のページ、サイドブックスの201ページをお願いします。12節委託料につきましては、家庭教育学級23学級分の開設運営委託料でございます。なお、例年実施してまいりました社会婦人学級開設運営委託料につきましては、5年前に比べ、学級数及び学級生の数が半数以下に減少したことから、役員会において令和2年度で解散することとなりました。今後は地域の学習団体として公民館などを利用して、各学級が自主的に活動していく予定です。18節負担金補助及び交付金でございますが、各種協議会等の負担金と補助金は、例年どおりでございます。続きまして、2目文化財保護費でございます。こちらは、指定文化財等の保護、保存、活用に要する経費でございます。前年度比の増額要因としましては、指定文化財管理事業や城址整備事業、埋蔵文化財保護事業によるものでして、それぞれ国県の支出金が充当されている事業でございます。1節報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査に係る費用報酬でございます。12節委託料は、水戸街道松並木から荒川沖の一

里塚までの5件は、指定文化財の定例的な管理委託料でございます。一番下の建造物状況確認調査委託料は、未指定文化財の歴史的建造物を調査するもので、国庫補助3分の1程度を見込んでおります。次のページ、サイドブックスの202ページをお願いします。一番上の黒ポチ歴史的建造物屋根瓦調査委託料は、土浦城址内建造物の屋根瓦の状況調査を行なうものです。その下、霞門改修工事2件につきましては、脆弱化した霞門の改修設計と部材の調査を行なうものでして、県費補助3分の1を見込んでおります。一番下の発掘調査支援委託料は、埋蔵文化財の確認調査等に伴う委託料でございます。国庫補助2分の1を見込んでおります。14節工事請負費につきましては、指定文化財建造物の郁文館の正門、櫓門及び西櫓に自動火災報知設備を設置する工事費でございます。17節備品購入費につきましては、指定文化財を周知するために、設置しております文化財説明板の購入経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、全国史跡整備市町村協議会ほか2件の負担金と、県指定無形民俗文化財のからかさ万灯、流鏑馬祭、田宮ばやしへの補助金が主なものでございますが、流鏑馬につきましては、コロナウイルスの影響で今年も中止するとの連絡が入っております。2目までは以上です。

○黒澤上高津貝塚ふるさと歴史の広場考古資料館副館長 上高津貝塚ふるさと歴史の広場でございます。3目ふるさと歴史の広場管理費について、説明いたします。サイドブックス202ページから204ページ、予算書は199ページから201ページになります。ふるさと歴史の広場管理費は、施設の維持管理、展示などの教育普及事業、埋蔵文化財の調査等に要する経費でございます。主なものを説明いたします。1節報酬につきましては、教育普及や調査の補助、資料館受付など、会計年度任用職員の報酬でございます。7節報償費につきましては、講演会や体験講座の講師謝礼、子ども郷土研究の参加賞などが主なものでございます。8節旅費につきましては、会計年度任用職員の交通費や研修、展示に伴う旅費でございます。次のページをお願いします。10節需用費のうち、印刷製本費につきましては年報や、展示に係るポスター、チラシ、パンフレット、子ども郷土研究収録集、報告書などが主なものでございます。11節役務費につきましては、展示資料を借用返却するための通信運搬費及び展示パネルや看板の筆耕料などが主なものでございます。12節委託料につきましては、定例的な施設の維持管理のほか、3年ごとに実施する建築物定期点検委託料、建物長寿命化計画策定委託料など、13件の委託料でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、駐車場用地の借地料及び複写機使用料などのほか、LED照明器具の借上料でございます。3目の説明は以上でございます。

○中澤文化生涯学習課長 続きまして、4目芸術文化振興費でございます。こちらは、市の文化、芸術活動の推進を図るための経費でございます。1節報酬につきましては、会計年度任用職員に係る3名分の人件費でございます。7節報償費につきましては、土浦市美術展委員会の委員や市民ギャラリー企画展の作品借用や講師への謝礼が主なものでございます。10節需用費及び11節役務費につきましては、市民

ギャラリーの展覧会等に係る経費が主なものでございます。12節委託料は、市美術展開催委託料のほか、市民ギャラリーの設備管理等に係る経費でございます。また、新規事業としまして音活サイトアプリ構築委託料は、音楽活動をする人たちに、活動場所の情報を集約発信することで、マチに人を呼び込むためのアプリサイトの作成を委託するものです。13節使用料及び賃借料は、市民ギャラリーのコピー機などのリース料や、駐車場使用料の経費が主なものでございます。次のページ、サイドブックスの205ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金につきましては、アルカス土浦の管理組合に支払うギャラリーの光熱水費や共用施設の管理などの負担金と、土浦市文化協会、土浦薪能などへの補助金でございます。続きまして、5目市民会館管理費でございます。12節委託料につきましては、市民会館の指定管理委託料のほか、長寿命化計画策定の委託料でございます。14節工事請負費、市民会館外部西側舗装工事は、雨天時において会館西側の隣接地への越水の恐れがあることから、雨水桝の増設とアスファルト舗装を行うものです。続きまして、6目公民館費でございます。公民館費は、公民館指導員と会計年度任用職員に係る費用や、施設の維持管理費が主なものでございまして、前年度比の主な増額要因は、公民館施設の修繕と新規に作成する長寿命化計画の策定によるものです。1節報酬から4節共済費及び8節旅費の一部は、公民館管理にかかる人件費等でございます。7節報償費につきましては、公民館講座の講師謝礼でございます。次のページ、サイドブックスの206ページをお願いします。12節委託料の主なものでございますが、説明覧の上から、公民館の夜間及び休館日開館管理委託料、荒川沖東部地区、西部地区学習等供用施設の指定管理料、建築物定期点検委託料、新治公民館を除く7館分、新規の長寿命化計画8館分、その他公民館の維持管理に必要な設備の保守点検委託料でございます。次のページ、サイドブックスの207ページをお願いします。14節工事請負費は、旧新治地区の藤沢集会所の屋根瓦補修工事と、築40年が経過した四中地区公民館の受電設備の改修を行うものです。続きまして、7目生涯学習館費は、文京町にございます生涯学習館の指定管理料でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○田子委員 紙のですと201ページの芸術文化振興費で、音活サイトアプリ、これについて詳しく教えていただけますか。

○中澤文化生涯学習課長 音活アプリにつきましては実際に芸術活動をする人の視点から、気軽に活動できる場所の情報を集約しまして、積極的に活動する人々を街に呼び込むというふうな目的で行うものでございます。主に、音楽に関係する人を対象に、街で気軽に活動できる場所の情報を集約し、発信するというふうなものでございます。

○田子委員 SNSに近いようなイメージで良いのでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 こちらにつきましては、SNSというか検索アプリの提供というふうなことでございまして、アプリの製作委託料が主な事業費になってござい

ます。これが広がっていったら、土浦でいろいろな音楽活動をしている団体が、我々の知らないところで結構いるとの情報がございまして、その方々に土浦市内で音楽活動のできる場所を提供できる情報を発信して、市内外からも人を呼び込むというふうな考えで実施したいと、考えているものでございます。

○田子委員 分かりました。ありがとうございます。

○福田委員 205ページの市民会館長寿命化計画策定委託料なんですが、市民会館の長寿命化は何時頃まで考えているのでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 長寿命計画につきましては、いろいろな施設に置いて、多くの事業で長寿命化計画というのは、今年度予算に上がっていると思います。主な目的としましては、施設の安全性の向上と効率的な維持管理をしていくための計画でございまして、いつまでというところ概ね5年、10年先までのことを想定してのものでございまして、新規の事業ということで、全庁的にこの長寿命化計画は取り組まれていると思います。

○福田委員 そうしますとあと10年は使うということでしょうか。

○中澤文化生涯学習課長 市民会館につきましては、後30年は使うという考えでございまして。

○福田委員 30年も使うの。

○塚原委員長 今回耐震もやりましたしね。

○福田委員 分かりました。ありがとうございます。

○下村委員 サイドブックスでいうと206ページ、12節の公民館夜間及び休館日というところで、検討すると言っていて、休日開館の話なんですけれども、検討だけで終わっちゃったんでしたっけ。今年度、それを検討するんでしたっけ。

○中澤文化生涯学習課長 定期監査の方で御指摘を受けまして、夜間及び休館日の開館管理、休館日あるいは夜間になぜ開放しているのかということございまして、非常に利用者が今でもいるということで、昨年8月か9月くらいからデータの収集を行ってまいりました。できるだけ夜間や休館日は使わないようにというようなことで、利用者の方に周知をしていきまして、できるだけ平日昼間ご利用くださいというふうなお願いをしてきて、どの程度減少していくのかとデータ上試みてみたのですが、御存じのとおり新型コロナウイルスの影響でして、正確なデータが得られにくかったというふうなところがございまして、ただ、各地区公民館の館長にお願いしまして、やっぱり休館日は休館日なので、施設のメンテ等いろいろございまして、できるだけ利用は平日にお願いしたいというふうなことで、多少なりとも減少してきております。

○下村委員 休館日も作ってあげないと、休館日の開館は委託してるようになるわけですから、職員がいなくてということでは難しい面もあると思うんですね。その辺も考慮していただいて、それと900万円というお金が削減できるのかなという気がしますので、よろしく願いいたします。あと207ページかな。上から工事請負費の藤沢集会所の屋根、瓦ということでしたけど、最近地震が多くて瓦より軽量の金属

材に変えてもいいのかなという気がするんですけども、その辺も御検討どうなっているか教えてください。

○中澤文化生涯学習課長 藤沢集会所の屋根瓦の補修工事の御質問ということでございまして、1つは全部下ろして軽い別の部材でというのがありますが、予算的になかなか高額になってしまうということでして、現在の瓦をきちんと固めると。地震等があっても崩れないと。あと一部雨漏り等の懸念もございますので、その点も合わせて修理したいという内容のものでございます。

○下村委員 それよりも建物の対応年数というのか、耐久年数というのか、あるいは昭和56年以前の建物なのかということまでだいぶ変わってしまいますので、総合的な御判断をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○塚原委員長 1件だけすみません。先ほどの前のページですね。公民館の夜間について、夜間の定義は何時から夜間にして、先ほどなるべく夜間は使わないようにお願いしたという話をしていたみたいなんですけれども、夜間しか来られない人も確かにいると思うんですよね。で、これは何時から夜間。

○中澤文化生涯学習課長 5時15分までが開館、職員がいる時間ですので、5時15分以降予約が入った場合について夜10時まで受付けております。委員長のおっしゃるとおり地区のコミュニティの会議というのは、夜行われるものがあると、あと市民委員会の集まりなんかもございます。そういったものについては致し方がないというようなことで、こういったものは削減ができないということでございます。ただ、できるだけほかの、平日、それと昼間でも大丈夫なものもあったりするんですね。例えば、休館日だどこも予約すれば必ず空いているだろうということで、安易な気持ちで入れてしまうという団体も若干見受けられましたので、そういう団体につきましては平日に動かしていただきたい。ただ中には三中地区とか新治公民館も多いんですけれども、平日もいっぱいになってしまう。どうしても借りられない、予約がいっぱいだから、しょうがなく月曜日、祝日に借りたいというのは、これもまた致し方ないというふうなことで、公民館夜間及び休館日開館管理委託料につきましては、縮減に向けて進めていくというふうでしかないのかなと考えているところです。

○塚原委員長 休館日はしょうがないと思うんですけれども、夜間に関してはできる限りというのは、今お話があった三中地区なのでどうしても御迷惑をかけていると思うんですけれども、その辺検討いただければと思います。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは次に進みます。第8目博物館費から第12目青少年の家管理費までをよろしく願いいたします。

○木塚博物館副館長 8目博物館費の主なものを御説明いたします。サイドブックス207ページ、紙の予算書の204ページとなります。博物館費の内容は、施設の維持管理及び博物館の展示や教育普及事業に伴う費用です。1節報酬は、館長ほか受付等会計年度任用職員8名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費は、博

物館職員6名分の人件費でございます。7節報償費は、特別展の講演会講師謝礼、展示協力者謝礼等でございます。8節旅費は、特別展の調査や資料の借用、返却、研修及び会計年度任用職員の通勤費用などに伴うものです。10節需用費は、消耗品ほか、特別展の図録・ポスター・チラシ・研究紀要などの印刷製本費、電気代等の光熱水費、施設、設備の修繕料等でございます。11節役務費は、特別展展示資料の輸送に伴う通信運搬費や資料の修復に伴う手数料等でございます。12節委託料は16件ございますが、おもに施設設備の保守・管理や、収蔵資料の保存等のための業務委託でございます。次のページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、複写機使用料、植木借上料ほか、説明欄記載のとおりでございます。17節備品購入費は、土浦藩主土屋寛直の具足の購入及び土浦地域にかかわる歴史資料の購入費でございます。18節負担金は日本博物館協会ほかの負担金です。26節公課費は、自動車重量税で例年のとおりでございます。8目の説明は以上です。

○大貫図書館長 図書館です。9款5項9目図書館費について説明させていただきます。資料は、サイドボックスの208ページ、予算書の205ページでいずれも表の1番下からとなりますのでお願いいたします。図書館費の主なものは、人件費と図書館の運営や施設の維持管理に係る費用でございます。1節報酬は、図書館長の諮問機関である図書館協議会委員の報酬となります。次のページに跨りますが、2節給料から4節共済費までは、図書館運営に係る職員10人分の人件費です。7節報償費は、図書館で開催する自主講座、イベント等の謝礼となります。10節需用費は、図書館の図書等の資料購入に係る消耗品費が主なものでございます。資料購入は約1,480冊分の購入費用となります。11節の役務費は例年どおりとなっております。12節委託料は、説明欄3つ目にある、図書館の管理運営にかかる貸出・返却などの窓口業務委託料をはじめ、エレベーター、自動ドア、空調設備等の保守点検やごみ収集、清掃委託等の施設管理、また図書館の管理に必要となっております座席管理システムや自動化書庫等の図書館のサービスに必要となる設備の維持管理などの委託料となります。13節使用料及び賃借料は、説明欄1つ目の複写機使用料、また次ページ、サイドボックスの210ページ、予算書の207ページの1つ目になりますが、図書の所蔵データや利用者情報などを管理するシステム使用料。また、図書のデータであるMARC使用料や新聞記事のバックナンバー・法律情報などをインターネット上で検索・閲覧することができるオンラインデータベースサービスなどの権利使用料、アルカス土浦や市営駅東西駐車場の図書館利用者助成分の駐車場使用料などが主なものになります。18節負担金補助及び交付金は、図書館の入っておりますアルカス土浦の施設管理に必要なアルカス土浦管理負担金が主なものです。この負担金につきましては、アルカス土浦が図書館や市民ギャラリーの公共施設のほか、りそな銀行、学習塾など民間施設も入る共有の複合施設となりますので、共用の通路やエレベーター、エスカレーター、駐車場などの施設維持管理费用を各施設で、それぞれの面積按分により負担するものです。

○木塚博物館副館長 10目市史編さん費です。内容は、土浦の地域史編さんを目的に、

資料のデータ整理や解説，出版，その他情報発信等の実施に伴う費用です。1 節報酬は，資料のデータ整理や古文書解説など専門的業務を行う，会計年度任用職員 6 名分の報酬でございます。8 節旅費は会計年度任用職員の通勤費用と，県内研修に伴うものです。10 節需用費は，消耗品と長島尉信来翰集の刊行に伴う印刷製本費です。12 節委託料は，例年のとおり古文書目録刊行に伴う資料作成委託料でございます。10 目の説明は以上です。

○中澤文化生涯学習課長 続きまして，11 目青少年育成費でございます。こちらは，青少年の健全育成事業や，成人式開催に伴う経費が主なものでございます。1 節報酬と 8 節旅費につきましては，青少年指導室にかかる人件費等でございます。7 節報償費は，青少年相談員 104 名分の報償費が主なものです。10 節需用費から 12 節委託料につきましては，主に成人式開催に係る経費でございます。次のページ，サイドブックの 211 ページをお願いします。18 節負担金補助及び交付金は，例年と同様の内容でございます。続きまして，12 目青少年の家管理費でございます。1 節報酬から 8 節旅費につきましては，青少年の家管理にかかる人件費等でございます。10 節需用費から 12 節委託料につきましては，青少年の家の管理のために要する経費でございます。次のページ，サイドブックの 212 ページをお願いします。13 節使用料及び賃借料は，青少年の家の敷地に係る，借地料が主なものでございます。5 項社会教育費につきましては，以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○福田委員 博物館についてお伺いしたいのですが，茨城県立歴史館で茨城の刀剣と刀装を 2 月 20 日からやるようなんですが，これには博物館から出品しているのでしょうか。

○木塚博物館副館長 土浦市立博物館からは 3 振り刀剣をお貸しして展示しております。

○福田委員 例えば，重文ですとかその辺のところは。

○木塚博物館副館長 今回の展覧会には土屋家の刀剣はお貸ししておらず，土浦藩を代表する刀工である心慶胤光の刀，また水戸藩ゆかりの高橋多一郎の刀などを含め 3 振りを展示しております。重要文化財や国宝についてはお貸ししておりません。

○塚原委員長 ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○塚原委員長 それでは第 6 項保健体育費についてお願いいたします。

○根本スポーツ振興課長 続きまして，212 ページをお願いします。6 項保健体育費，1 目保健体育総務費でございます。1 目保健体育総務費は，スポーツ推進委員及びスポーツ振興課全般に関する経費でございます。1 節報酬につきましては，スポーツ推進委員 72 名分の報酬及びスポーツ振興課会計年度任用職員 1 名分の報酬でございます。2 節給料から 4 節共済費までは，スポーツ振興課職員 9 名，学務課学事係 2 名，川口運動公園職員 3 名，武道館職員 1 名，計 15 名分の人件費です。18 節負担金補助及び交付金につきましては，説明欄に記載のとおり，茨城県スポーツ推進委員協議会負担金などがございます。213 ページをお願いします。27 節繰

出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計への繰出金で、木田余地区市民運動広場用地の償還金です。続きまして、2目社会体育振興費でございます。市民の健康づくり、体力づくりのための各種大会等を開催する経費、学校施設開放事業に要する経費等でございます。12節 委託料は、15地区で開催いたします、市民体育祭の体育協会への委託料が主なものです。18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり、負担金1件、補助金4件となっております。体育協会事業補助金、小中学校児童生徒各種大会参加等補助金が主なものでございます。かすみがうらマラソンが中止となったことから44.5パーセントの減となっております。3目体育施設費は、施設の維持、管理に要する経費でございます。令和3年度は、新治運動公園の人工芝化及び駐車場増設のための実施設計業務、またJ:COMスタジアムの内野面の土入替え工事等により、前年度比8,516万7,000円、34.3パーセントの増となっております。1節報酬及び3節職員手当等は、会計年度任用職員10名分の人件費でございます。10節需用費は、各体育施設、13施設の光熱水費及び修繕料が主なものでございます。214ページをお願いします。12節委託料は、経常的な各体育施設の維持、管理経費に加えて、新たに新治運動公園の整備に係る設計業務等により、対前年度比5,173万5,000円、26.5パーセントの増となっております。件数が多いため新たな業務委託について、説明させていただきます。215ページをお願いします。上から5番目と6番目が新治運動公園の整備に係る業務で、同公園内西側調整池内への駐車場整備と多目的グラウンドの人工芝化に係る実施設計業務でございます。7番目のスポーツ施設長寿命化計画策定委託料は、本市の公共施設等総合管理計画に基づき、スポーツ施設に係る、個別の施設計画を策定するものでございます。13節使用料及び賃借料は、市立武道館駐車場及び南部地区運動広場の借地料、新治トレーニングセンター等のLED照明のリース料が主なものでございます。14節工事請負費は、1番目及び2番目の陸上競技場は川口運動公園です。1番目の陸上競技場保安照明設備工事費は、陸上競技場のスタンド屋根に設置してある既存の水銀灯照明を、LED照明に改修するもので、耐震性を考慮し、新たに支柱を立てて照明を設置するものです。2番目、陸上競技場トラック内芝張替え工事は、芝の損傷が激しい約1,000平方メートルの部分補修を行うものでございます。3番目、4番目はいずれもJ:COMスタジアムに係るものでございます。3番目、スコアボード改修工事は、スコアボードのオペレーティングシステムについて、Windows 7からWindows 10へのバージョンアップを行うとともに、選手名や得点入力装置等のパソコン関連機器についてもWindows 10対応機器に更新するものです。4番目の内野グラウンド整備工事は、高校野球など硬式野球で使用する際の安全性を確保するため、5年に1度、定期的に内野の土の入替えを行っているものでございます。5番目、プール底盤塗装及びプールサイド遮熱塗装工事は、平成28年にオープンし5年が経過したアクアパーク水郷について、塗装のひび割れや剥げた部分の補修を令和3年度以降、計画的に行うものでございます。説明は以上でございます。

○田中学務課長 学務課でございます。続きまして、4目学校保健管理費は、児童生徒及び教職員の各種の保健管理に係る経費でございます。1節報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、及び教育委員会産業医の報酬でございます。7節報償費から、次のページにいきます。216ページの11節役務費につきましては、例年同様の計上でございます。12節委託料は、心臓検診など児童生徒や教職員の各種検診に係る委託料でございます。17節備品購入費につきましては、学務課において歯鏡などを滅菌するため、高圧蒸気滅菌器の買い換えております。18節負担金補助及び交付金は、説明欄の一番上、日本スポーツ振興センター災害共済負担金が主なもので、園児及び児童生徒の通学時や、幼稚園、学校での活動中の事故等に対応するための負担金等でございます。19節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒に係る医療費扶助でございます。4目学校保健管理費は以上でございます。

○寺崎土浦市給食センター所長 学校給食センターです。サイドブックスでは216ページをお願いいたします。5目学校給食費でございます。学校給食センター施設の維持管理と給食運営に関する経費でございます。それでは、主なものについて、御説明申し上げます。1節報酬につきましては、会計年度任用職員栄養士2名及び各学校に配置する給食配膳員50名並びに学校給食センター運営審議会委員9名分の報酬でございます。2節給料から8節旅費につきましては、学校給食センター職員等の人件費でございます。10節需用費は、主に給食調理業務に関するものでございます。次のページにまたがりませんが、サイドブックス217ページの説明欄一番上の賄材料費は、幼稚園、小、中学校、新治学園義務教育学校そして新年度から開校する県立土浦第一高等学校附属中学校の園児、児童生徒、教職員分の1年間、11か月分の食材購入費でございます。11節役務費につきましては、2段目の手数料は、職員及び給食配膳員の保菌検査等に係る手数料となります。12節委託料は、1番上の調理等委託料から1番下の口座データ作成委託料までの26件の業務委託でございます。主なものとしては、先ず一番上に記載の給食センター調理等委託料となりますが、調理業務を主とし、そのほか食材の検収、保管、食器類の洗浄、消毒、調理場内の点検、整備及び衛生管理、残菜等の廃棄物の適正管理などの委託でございます。次に、2番目の給食輸送委託料でございますが、給食のセンターと学校間の配送、回収を行う委託となります。配送トラック計14台での対応業務となっております。また、委託料の説明欄で、中央より下の方となりますが、昇降機保守点検委託料とその次の自動ドア保守点検委託料、4つ下になりますが自動制御機器保守点検委託料につきましては、新センターとなり、エレベーターや空調の自動制御装置など、新たに増設された設備の点検に係る委託料でございます。また、下から3番目の献立システム改修委託料につきましては、栄養士がこれまで以上に児童生徒に合わせた給食の献立を効率的に作成できる様、システムの改修を進めるものです。最後に一番下の2項目、給食費管理システム構築委託料、口座データ作成委託料はいずれも令和4年度から予定している学校給食費の公会計化に向けて、徴収管理システムの導入と生徒児童の保護者の金融機関口座データの作成を令和3

年度に進めるため計上させていただきました。その他は、定期的な保守点検や業務を進める上での委託でございます。次のページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料についてですが、上から3番目のパソコン使用料については、先ほども説明いたしました令和4年度開始予定の学校給食費公会計化の中で徴収管理システム用パソコンの使用料でございます。その他については、例年どおりの使用料でございます。17節備品購入費については、給食費管理システムに使用する平デスク1台分です。18節負担金の内容については、例年どおりでございますが、茨城県共同調理場連絡協議会負担金と筑浦ブロック学校給食共同調理場連絡協議会負担金は、当方学校給食センターの統合により昨年度から半額となりました。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○田子委員 今おっしゃった備品購入費なんですけれども、デスク1台で6万8,000円するんですか。

○寺崎土浦市給食センター所長 見積もりを出したところ、6万8,000円という金額が上がってきたのですが、実際のところそれより安く購入できる方を考えてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○田子委員 ちょっと高いですもんね、デスク1台で。頑張っていたきたいと思います。それで、賄材料費について伺いたいのですけれども、給食費に対していくらか補助していますよね。土浦一高の付属中学校にも、給食を提供するのにこの額が減っているのはどうしてか、教えていただけますか。前年度比で1,455万円くらい減っているようなんですけれど、この理由を詳しく教えてください。

○寺崎土浦市給食センター所長 賄材料費が前年度比1,450万円程減少しているとのことなんです、これは単純に生徒児童の減少によるものということでお願いいたします。

○田子委員 分かりました。次年度のこの予算は何人分を想定していますか。

○寺崎土浦市給食センター所長 児童生徒、園児分の合計は、まず1万14人分。それに教職員分が759名、その他センター職員分74名ですね、これは委託業者も含めて、それを合わせまして1万847名分でございます。

○田子委員 分かりました。ありがとうございます。

○塚原委員長 すみません、1点今のなんですけれども、土浦一高の中等部については、今に入っていないのですか。入っているのですか。

○寺崎土浦市給食センター所長 土浦一高の生徒、教職員合わせて95名分もこの中に含まれております。

○塚原委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○福田委員 残菜堆肥化処理委託料ですが、堆肥化した肥料はどのように使用しているのでしょうか。

○寺崎土浦市給食センター所長 堆肥化した残菜については、その委託料については市内の業者さんの方に輸送委託も含めてお願いしているわけなのですが、その先の利

用についてはそこまで深く把握していないものですから、その辺調べまして改めて報告させていただきたいと思います。

○**福田委員** ということは堆肥化した肥料に関しては、関知しないということなんですか。

○**寺崎土浦市給食センター所長** 実際、委託先のその先の利用については、有効利用はしているとは思いますが、どういうものに具体的に使われているかまでは、申し訳ありませんが、不勉強で把握しておりません。

○**目黒副委員長** 先日あった異物混入の件で、その後の流れと予算の中でそれに対する対策等、含まれているところがあればお示してください。

○**寺崎土浦市給食センター所長** 簡単に御報告申し上げます。その後、事前の委員会で報告はさせていただいた後の調査なんですけれども、混入当日の給食センターの中の異物の可能性について、独自に破損した機械とか設備とか、その辺は点検いたしました。欠損した機械、設備等はありません。その後に、土浦の保健所の立ち入り検査がありました。それで、聞き取り、内部立ち入り検査も含めて当日お答えはいただいたのですが、センター内で異物が混入した可能性はないという回答をいただきました。生徒が食したハンバーグですね、そちらは冷凍としてセンターに納められて、それをセンターで調理して生徒さんにお出ししているものですから、そのハンバーグの製造工場に対しての調査を行いました。それは事前でも申しましたが、県外にある工場でございまして、そちらも独自に調査をして、現地の保健所の立ち入り調査なども行っております。工場自体は、かなり大きい工場でございまして、X線検査、3回の金属探知機の調査、そちらを行っており、地元の保健所の立ち入り検査をしたその結果をすべて含めましても、工場内で混入した可能性はやはり低いという回答をいただきました。それで混入した12ミリメートルの金属なのですが、そちらはホッチキスの10号の針のようなものという、そういうお答え、いわゆる良く出回っているホッチキスの針ではないかなという結果が出てまいりました。ただ、製造から生徒に届くまでに混入した経路とか、そういうことについては、結果的には特定することができませんでした。しかし、今後の対応としましては、当然給食センター、私たち職員も含めて調理業者に対しては、さらなる目視を含めた点検を強化いたしまして、製造、納品業者に対しても、これまで以上のチェックの強化を依頼したところでございます。この話が出たのが最近の話でございまして、この後すぐに第一中学校の生徒の保護者に対しては、昨日決裁はいただいたのですが、速やかに説明文をお出しする方向で進めております。以上でございます。

○**塚原委員長** もしできたら、ここのメンバーにも配っていただければと思います。ほかにはございますか。

○**田中学務課長** 先ほど小学校費のところ矢口委員さんから御質問を受けた通学バスの運行台数なんですけど、私8台とお答えしたのですが、10台の誤りでございました。乗車人員については233人に変更はございませんので、申し訳ございませんでした。

○塚原委員長 それでは、分科会としての賛否を確認させていただきます。今回、この予算について賛成される方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○塚原委員長 それでは、全員賛成ということで決とさせていただきます。委員さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 ここで5分間暫時休憩とさせていただきます。

【休憩】

(午後2時30分再開)

○塚原委員長 休憩前に引き続き分科会を始めさせていただきます。続いて、議案第26号令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回から第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款民生費、第4款衛生費中第1項保健衛生費、第9款教育費、第2表繰越明許費中第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費を議題といたします。タブレットは1つお戻りいただき、追加議案第26号から34号を御準備ください。では、執行部より款項目節順に説明をお願いします。なお、途中、執行部の入れ替えを行います。まず保健福祉部よりお願いします。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。議案第26号、令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回につきまして、御説明いたします。サイドブックページ、追加議案書の17ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。14節工事請負費につきましては、総合福祉会館及び新治総合福祉センターの施設内における新型コロナウイルス感染症予防策の、飛沫感染防止対策として、和式トイレを、蓋付き洗浄機能付き洋式トイレに改修するとともに、既存の洋式便座についても、蓋付き洗浄機能付き便座に改修を行うほか、新治総合福祉センターにおいては、洗面台や調理台等の、回転ハンドル式の蛇口を、手の接触機会が少ないレバー式に改修する工事費について、増額補正をお願いするものです。

○中村つくしの家所長 議案書の18ページをお願いします。第4目つくしの家管理運営費でございます。第10節需用費の修繕料を増額するもので、つくしの家施設における感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してトイレ等の蛇口のレバーハンドル21個を交換するものです。以上です。

○水田高齢福祉課長 5目老人福祉費についてでございます。11節役務費につきましては、認知症高齢者グループホーム従事者に対するPCR検査手数料、14節工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、老人福祉センター湖畔荘及びつわぶきのトイレ洋式化と蛇口の交換工事を実施するにあたり、予算の増額をお願いするものです。

○中川こども相談課長 こども相談課です。2目児童福祉対策費の修繕費について、御説明いたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、子育て交

流サロンの水道蛇口と洋式トイレの蓋の設置をするための修繕費の増額補正をお願いするものです。修繕料の5万3,000円となります。歳入につきましては、地方創生臨時交付金を活用いたします。説明は以上です。

○菊田こども福祉課長 3目以降に付きまして御説明させていただきます。3目児童手当費につきましては、6月定例会で議決され執行いたしました、コロナ対策としての、就学前児童に対して給食費相当の食費支援としての臨時交付金について、決算見込みに基づいて減額補正をお願いするものです。11節役務費につきましては、金融機関への振込手数料についての不用見込の減です。12節委託料につきましては、システム改修費契約差金の減です。18節負担金補助及び交付金については、当初想定した世帯数より見込数が少なかったため、決算見込みに基づき、不用分を減額するものです。また、実績に伴い臨時創生交付金の充当額を変更しており、これに応じて財源更正を行っております。4目母子父子福祉費につきましては、5月臨時会で議決され執行いたしました、コロナ対策としての、児童扶養手当を受給するひとり親世帯への給付金、市の独自の給付でございまして、これについての給付金及び事務費について、決算見込みに基づいて減額補正をお願いするものです。11節役務費につきましては、金融機関への振込手数料についての不用見込の減です。12節委託料につきましては、システム改修費契約差金の減です。18節負担金補助及び交付については、当初想定した世帯数より見込数が少なかったため、決算見込みに基づき、不用分を減額するものです。実績に伴い、臨時創生交付金の充当額を変更しており、これに応じて財源更正を行っております。5目保育所費につきましては、公立保育所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための物品購入により、継続的な保育事業実施に向けた環境整備を図るための経費について補正増額をお願いするものです。10節消耗品については、公立保育所5所における、消毒液などの衛生用消耗品の購入費の計上です。なお、年度内の執行が見込めないことから、全額を翌年度へ繰り越すものとして繰越明許費に計上しております。サイドブック19ページ、議案書19ページをお願いします。6目私立保育園費につきましては、保育施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要な経費を支援することで、継続的な保育事業実施に向けた環境整備を図るための経費について、補正増額をお願いするものです。18節負担金補助及び交付金について、民間の保育所、認定こども園、地域型保育施設等に対し、定員数に応じた上限額の範囲内で、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費や衛生用品、マスク、消毒液、感染防止用の備品等の購入費につい手の補助金の計上です。ところで、5目及び6目における保育所等の感染拡大防止対策に係る経費の今回の補正予算への計上につきましては、先に全員協議会において、市長公室から御説明したように、これらの事業について繰越により実施する場合には臨時創生交付金の対象にならないのではないか、令和3年度に予算計上された事業のみが対象となるのではないかという地方財務の考え方が、県を通じて県内自治体へ示されており、正式に取り扱い通知が到達して令和3年度事業の

みが対象となることが確実となった場合には、再度、令和3年度補正予算に計上したいと考えております。7目児童館費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、国の臨時創生交付金を活用し、市内3か所に設置している児童館の設備の一部を改修するための経費について、増額補正をお願いするものです。14節工事請負費について、各児童館のトイレの様式化がポプラ2か所、新治1か所、トイレ手洗い自動水栓化及び水道蛇口レバーハンドル化が都和10か所、ポプラ4か所、新治17か所の工事に係る費用です。財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。なお、年度内の改修が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものです。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○直井療育支援センター所長 8目療育支援センター管理費でございます。10節需用費ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底及び新しい生活様式への対応を図るため、療育支援センターにおける水道蛇口のハンドル2か所をレバー式に交換するものです。

○羽成健康増進課長 4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、18節負担金補助及び交付金は、市内事業者に勤めている従業員へのPCR検査の費用の一部を支援するため増額補正をお願いするものでございます。5目健康増進事業、2節委託は、胃がん、子宮がん、乳がん検診の医療機関検診者の減で、予算額を減するものです。8目保健センター費、14節工事請負費は、保健センター及び新治保健センターのコロナ感染予防のための、和式トイレ11台を蓋付き洋式トイレ改修工事となります。説明は、以上です。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

○鈴木委員 先ほどの菊田課長の説明で、国の交付金を使うのに年度内にやらないといけない場合には、再度令和3年度の補正に計上する必要がある事態が生じる可能性があるというふうに解釈したのだけれども、そうすると年度内に行わなければならないのか、越してもそういうことができるのか、議会中であればもう1回委員会を開くことが出来るんだろうけれども、恐らく専決処分になってくると思うんだよね。その辺の流れはもう少し細かく分かれば教えて欲しいのだけれども、まだ見解が出ていないうちには、分からなければ分からないで構わないけど。

○菊田こども福祉課長 おそらく、3年度の予算で再度計上しなさいなければならないということになる場合には、6月の補正での計上になるのではないかと考えております。

○鈴木委員 そうすると6月補正の計上になるけど、その前に工事なんかはやってしまうのかな。

○菊田こども福祉課長 工事につきましては、今のお話に関係なくて、そのまま繰り越して大丈夫なものでございます。民間保育所の補助とか、あるいは公立保育所の消耗品、これにつきましては半分が国の補助があたっていて、残り半分の地方負担分について、これに臨時創生交付金をあてる場合に令和3年度に計上しないと駄目か

もしれないと言われてまして、そちらだけが対象になるものでございまして、児童館の工事については、この話に関係がないものでございます。

○鈴木委員 確認しますが、国、県の判断が遅くなったとしても工事とか事業自体が止まることがないという解釈でいいですね。

○菊田こども福祉課長 工事の方には、縛りがかかりませんので、このまま繰り越しさせていただいて、執行させていただきたいと考えております。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、ここで入れ替えをさせていただかなくてはいけないんですね。教育委員会と一度入れ替えをよろしくお願いいたします。

【執行部入替え】

○塚原委員長 飛ばしていただいても構いませんので。

○中山指導課長 それでは資料の21ページを御覧ください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、14節工事請負費でございます。教育相談室トイレ改修工事費でございますが、教育相談室に通室する児童、生徒の新型コロナウイルス感染症対策の為、旧穴塚小学校の教育相談室及び共有部分のトイレにおきまして、蓋付洋式トイレに変更したり、手洗い場の水洗レバーを交換したりするものでございます。

○藤井教育総務課長 資料22ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費の10節需用費、消耗品費の増については、国の令和2年度第3次補正予算に計上された感染症対策等の支援事業の補助金を活用して、小学校等の水道のハンドル式蛇口を、レバー式に交換するために、増額補正をお願いするものです。なお、この後、3項中学校費でも蛇口交換の補正がありますが、小中義務教育学校の交換する蛇口の合計は4,485個となります。14節工事請負費、小学校空調機器設置工事費の増と17節備品購入費、冷暖房機器については、空調機器設置のために12月に第11回補正をしておりますが、それに加えて増額補正をお願いするものです。内容は、国の令和2年度第3次補正予算の交付金を活用して、相談室など教科別特別教室以外の特別教室に空調機器を設置するものです。14節工事請負費と17節備品購入費に計上しておりますが、規模の大きな教室への取り付けは工事請負費、規模の小さな教室への取り付けは備品購入費としております。第11回補正では、理科室など教科別特別教室へ空調機器を設置するものでしたが、今回は、相談室などその他の特別教室へ空調機器を設置するもので、これにより、特別教室の空調機器設置率は100パーセントとなります。3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、消耗品の増については、小学校費と同様に、国の補助金を活用して中学校等の水道のハンドル式蛇口を、レバー式に交換するために増額補正をお願いするものです。14節工事請負費、中学校空調機器設置工事費の増と、17節備品購入費、冷暖房機器については、小学校費と同様で国の交付金を活用して、相談室など教科別特別教室以外の特別教室に空調機器を設置するために増額補正をお願い

するものです。3項までの説明は以上でございます。

○中澤文化生涯学習課長 文化生涯学習課です。追加議案書の23ページでございます。5項社会教育費、3目ふるさと歴史の広場管理費、6目公民館費、8目博物館費、11目青少年育成費につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策事業に伴うものですので、合わせて御説明させていただきます。補正の内容ですが、上高津貝塚ふるさと歴史の広場及び新治地区公民館を除く7つの地区公民館、博物館、児童クラブ専用の建物となっている10か所のクラブ施設にある水栓蛇口について、ウイルスの接触感染リスクを低減させるため、蛇口が回転式ハンドルとなっているものをレバー式に交換するもので、全部で143個の蛇口を交換するものです。また、上高津貝塚ふるさと歴史の広場の駐車場敷地内にあります、屋外トイレ3基について、ウイルスの飛散防止を図るため、和式から蓋付きの洋式トイレに改修するものです。いずれも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、5項社会教育費につきましては、補正予算額471万9,000円の増額補正をお願いするものです。私からは、以上でございます。

○根本スポーツ振興課長 23ページをお願いします。6項保健体育費、3目体育施設費、10節需用費は、新型コロナウイルス感染症対策事業の水栓レバー交換修繕でございます。体育施設6施設、神立公園野球場、中貫運動公園、市民運動広場、南部地区運動広場、木田余地区運動広場、本郷グラウンドの水道の蛇口26か所の交換を行うものです。なお、6施設以外につきましては、この後説明させていただきますトイレ改修工事に合わせて行うものでございます。14節工事請負費は、同じく新型コロナウイルス感染症対策事業で、こちらはトイレ洋式化改修工事でございます。24ページにかけて記載の7施設の和便器の洋式化及び既設洋式便器への蓋設置、水道蛇口の水栓レバーの交換を行うものでございます。なお、実施時期については、修繕及び工事いずれも3年度に予算を繰り越して実施いたします。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 誠に申し訳ないのですが、先ほど第2表の繰越明許費中第3款民生費と第4款衛生費が抜けてしまっているのです。先にそちらをやっていただいて、その後に教育委員会の方、繰越明許費をやって審議を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。移動はなしでそのままで。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。第2表繰越明許費です。サイドボックス、追加議案書6ページにお戻りください。3款民生費、1項社会福祉費の総合福祉会館感染症予防対策事業及びその下の新治総合福祉センター感染症予防対策事業につきまして御説明させていただきます。先ほど御説明いたしましたが、洋式トイレへの改修工事の期間としまして、年度末までに完了しないような状況でございまして、記載のとおり、2つの施設の改修工事費としまして、合わせて1,055万9,000円を繰越明許費とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○水田高齢福祉課長 3款民生費、1項社会福祉費、3つ目の箱ですね、老人福祉セン

ター等整備事業、4つ目の箱、高齢者施設PCR検査事業につきましては、全額を令和3年度に繰り越して実施をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○中川こども相談課長 2項児童福祉費、1つの枠ですね、子育て交流サロン改修事業についてです。こちらと同じくトイレの改修と水道蛇口のレバーハンドルの交換なんですけれども、材料の入荷が4月以降となるため、全額5万3,000円を翌年度へ繰り越とさせていただきます。

○菊田こども福祉課長 第2項児童福祉費保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、そして、児童館トイレ洋式化等改修事業でございますけれども、この保育所等の方ですが、公立保育所への消毒用の消耗品などの購入。また、民間保育所に対しての交付金ということで、年度末までに終了しない見込みであるということと、児童館トイレの洋式化等の改修工事につきましても、年度末に完了しないということから、繰越明許費に計上させていただいているものでございます。そして、保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、こちらについてだけが、先ほど御説明させていただきましたように、国の正式な見解が示されて令和3年度で予算計上された事業のみが、地方創生臨時交付金の対象になるのであれば、再度補正予算を計上させていただきたいと考えますし、また、令和2年度繰越事業でも地方創生臨時交付金の対象になるのであれば、繰越措置の上執行させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○羽成健康増進課長 第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費関係、新型コロナウイルス感染症対策事業について御説明いたします。こちらにつきましては、第10回補正でお願いしました65歳以上の方のPCR検査の利用について、年度を繰り越して事業を実施したいと考えておりますので、お願いするものでございます。また、第11回に補正をお願いしましたマスク、消毒液、フェイスシールド等を購入する消耗品費、また、備品購入費で空調清浄機等が、年度内に納入にならないことから、こちらについても補正をお願いするものの、第10回補正と第11回補正の金額を合算したものが、この金額となっているものでございます。また、PCR検査費用助成事業につきましては、先ほども御説明しました市内の、事業所の方のPCR検査の助成について、新年度に繰り越しまして助成するものであります。また、保健センター及び保健センター新治分室の便器改修工事につきましても年度内に工事が完了しないことから、繰り越しをお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○藤井教育総務課長 資料7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の第9款教育費については、教育総務課から説明させていただきます。1項教育総務費の事務局費関係新型コロナウイルス感染症対策事業については、先程、歳出で説明させていただきました、旧穴塚小学校に移転した教育相談室のトイレについて、和便器から洋便器へ改修工事等をするもので、年度内の事業終了が見込めないことから、繰越をお願いするものですが、新型コロナウイルス感染症対策事業については、ほか

にも繰越をお願いする事業がございます。具体的には、2項小学校費の2行目と3項中学校費の2行目の学校管理費関係、5項社会教育費の4つの事業、そして、6項保健体育費の1行目、体育施設等で、これらの事業は、先程歳出で説明させていただきました第16回補正により実施する事業です。なお、6項保健体育費の2行目、学校保健管理費も新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、こちらは9月の第8回補正と12月の第11回補正で増額をお願いした事業です。また、2項小学校費の1行目と3項中学校費の1行目の、小中学校空調機器整備事業については、特別教室へ空調機器を設置するもので、金額については第11回補正額と第16回補正額の合計です。次に、2項小学校費の3行目と3項中学校費の3行目の小中学校施設大規模改造事業については、第11回補正による小学校3校と中学校1校のトイレについて、和便器から洋便器へ改修工事等をするもので、金額については第11回補正額と同額です。こちらの事業も、年度内の事業終了が見込めないことから、繰越をお願いするものです。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員 繰越明許費で残った事業が、学校関係が特に多いのですけれども、繰越していくとまた、工事が一斉に入ると。業者の交通整理とか、発注とかで子どもたちに対する思いやりがないと、子どもたちに影響があります。授業とか、ほかにも。ですから、工程管理とか慎重に検討して発注をしていただければと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○塚原委員長 御意見ということでよろしいですか。

○下村委員 はい。

○塚原委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第26号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【(「異議なし」の声あり)】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和2年度土浦市一般会計補正予算第16回から第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款民生費、第4款衛生費中第1項保健衛生費、第9款教育費、第2表繰越明許費中第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費については、原案どおり決しました。ここで5分間暫時休憩とさせていただきます。

【休憩】

(午後3時10分再開)

○塚原委員長 続いて、議案第29号令和2年度土浦市一般会計補正予算第17回から第1表歳入歳出予算補正歳出中第3款民生費ただし第1項社会福祉費中第7目消費者行政費を除く、第4款衛生費中第1項保健衛生費、第9款教育費、第2表繰越明許費中第3款民生費、第9款教育費を議題といたします。タブレットは同じ資料の

42ページを御準備ください。では、執行部より款項目節順に説明をお願いします。
まず保健福祉部よりお願いします。

○平井社会福祉課長 サイドブックスページ、追加議案書の64ページをお願いします。
す。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。12節委託料につきましては、土浦市福祉協議会の運営を委託している福祉バスにつきまして、今年度の新型コロナウイルス感染症の拡大により、行事等が中止となり、運行本数の減少が見込まれることから、決算見込みに基づき、減額補正をお願いするものです。24節積立金は、寄付金及び銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てるもので、2人の方からの寄付、また、社会福祉事業基金の運用利子分について、増額補正をお願いするものです。27節繰出金につきましては、説明欄記載のとおり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計への繰出金となります。それぞれの特別会計決算見込みに基づく増額補正をお願いするものです。なお、特別会計の補正予算の詳細につきましては、それぞれの特別会計の項目で説明いたします。

○加藤障害福祉課長 3目障害者福祉費、11節役務費につきましては、障害福祉サービス利用者の増加により、自立支援給付費の支払いが増えた為、国保連合会への支払い手数料に、不足が生じたことによる増額補正になります。12節委託料につきましては、令和3年度からの障害者自立支援給付費の報酬改定に対応するため、国保連合会審査支払システムの改定に合わせて、障害者自立支援給付審査支払システムの改修を行う増額補正になります。19節扶助費につきましては、介護給付費、訓練等給付費、計画相談支援給付費が、当初予算の見込みよりサービス利用者が増加したことによる増額補正、また、障害児給付費は、当初予算の見込みより、サービス利用実績が減少したことによる減額補正になります。22節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度地域支援事業費等補助金返還金は、令和元年度の障害者虐待防止センターにおける、緊急一時保護委託料の支出がなかったことによる国庫補助金の返還金。また、令和元年度障害者自立支援給付費負担金返還金は、障害者のサービス費が当初の見込みより、サービス利用実績が減少したことによる国庫負担金の返還金、サイドブックス65ページをお願いいたします。同じく、令和元年度自立支援医療費負担金返還金は、障害を軽減させる手術や治療を行う更生医療費が、当初見込みより実績が減少したことによる国庫負担金の返還金で、いずれも、実績額が確定し当初予算に計上していない為、増額補正をお願いするものでございます。説明は、以上でございます。

○水田高齢福祉課長 サイドブックス65ページをお願いします。5目老人福祉費、19節扶助費の説明欄、社会福祉法人等負担助成費については、社会福祉法人が行っている介護サービスの中で、低所得者の負担を軽減する事業を法人自ら実施した場合に、その一部を市が助成するもので、その実績が増加する見込みとなったことから、160万円の増額をお願いするものです。2つ目、居宅介護サービス利用者負担額助成費については、居宅介護サービスを利用している低所得者に対する利用額

軽減対策で、その実績が増加する見込みとなったことから、８２万円の増額をお願いするものです。

○平井社会福祉課長 社会福祉課です。３款民生費、１項社会福祉費、９目生活困窮者自立支援事業、２２節償還金利子及び割引料につきましては、令和元年度生活困窮者自立相談支援事業費等、国庫負担金の精算に伴う、返還金の増額補正をお願いするものでございます。１１目特別定額給付金事業費、１節報酬から次ページ６６ページ、１８節負担金補助及び交付金は、基準日である令和２年４月２７日の住民基本台帳記録者１人につき１０万円の給付を行う特別定額給付金として、市町村の給付事業を対象に、国が１０分の１０を交付する特別定額給付金を支給するための、事務費及び事業費分で、本市の給付対象者６万７、２９６世帯、１４万１、７５５人に対する給付実績につきましては、６万６、８９０世帯、１４万１、３１７人、に対して給付を行っております。当該給付事業に伴う事務費及び事業費の精算分でございます。

○菊田こども福祉課長 ２項児童福祉費につきまして、順次、御説明させていただきます。サイドブックス６６ページをお願いいたします。１目児童福祉総務費につきましては、市の子ども、子育て支援事業計画に基づく地域子ども、子育て支援事業に要する経費に充てる国庫交付金としての子ども、子育て支援交付金について、令和元年度分の精算により一部返還が生じたことから、返還金の増額補正を行うものです。４目母子父子福祉費につきましては、令和元年１０月からの消費税増税を踏まえ、国では子どもの貧困対策として、未婚の児童扶養手当受給世帯に臨時特別給付金を支給しました。概算で交付された国庫支出金について、実績による精算を行ったところ、返還が生じたため、返還金の増額補正を行うものです。５目保育所費につきましては、子育て世帯への経済的負担軽減策としての多子世帯保育料軽減事業費補助金について、決算見込みに基づき補正減額を行うものです。コロナウイルス感染症の影響で、令和２年４月５日に国の緊急事態宣言が出ていた時期の縮小保育で登園の自粛を行ってございました。施設ごとに園児や保護者などでPCR陽性が判明した場合に休園や縮小保育、登園自粛を行ったことにより、保育料減免措置を適用しており、その分の収入減額に応じて、補助額も減少します。また、令和元年１０月から始まった幼児教育保育無償化に伴い増額となり、令和２年度当初予算を計上するにあたり、前年の実績が数箇月分であったことから、多めに計上していたこともあり、執行見込額に基づき減額するものです。６目私立保育園費につきましては、市内１６か所の民間保育所及び１０園の認定こども園、８園の地域型保育、そして、市外の民間施設の運営に係る経費です。１３節委託料の民間保育所入所児童委託料は、市内の民間保育所に入所する児童の委託料、広域保育委託料は市外の保育園に入園する児童の委託料です。保育単価の増額、入所児童数の増に伴い、増額となっています。２号は３歳児以上の保育、３号は３歳児未満の保育です。いずれも保育です。１９節扶助費ですが、サイドブックス６７ページをお願いします。これは、私立の認定こども園や地域型保育施設等への給付費です。なお、１号は幼児

教育，2号は3歳児以上の保育，3号は3歳児未満の保育です。児童数は，1号は減少しており，2号，3号は増加しております。上から1段目から4段目までの認定こども園施設型給付費は，1号は児童数の減少による減，広域入所は児童数増加による増，2号，3号は児童数増加による増です。上から5段目認定こども園利用給付費，預かり保育事業分から下4つは，いずれも令和元年10月から始まった幼児教育保育無償化に係る給付費で，令和元年10月から生じたもので，令和2年度当初予算を計上するにあたり，前年の実績が数か月分であり，多めに計上していたため，執行見込額に基づき減額するものです。22節償還金利子及び割引料については，令和元年度の子どものための教育，保育給付費，施設給付費分の国庫交付金及び子育てのための施設等利用給付費，無償化で，施設給付費の対象とならない施設の利用給付費分の国庫交付金の返還金です。実績による精算です。保育所等整備交付金は，桜川保育園整備事業について，実施設計が自費になったことに伴う国庫交付金の返還金です。説明は，以上でございます。

○直井療育支援センター所長 9目つくし学園費でございます。1節報酬ですが，会計年度任用指導員の報酬で，実績見込み減のための減額補正でございます。11目幼児ことばの教室費でございます。1節報酬ですが，指導員の報酬で，実績見込み減のための減額補正でございます。12目早期療育相談費でございます。1節報酬は，相談支援専門員の報酬で，実績見込み減のための減額補正でございます。

○平井社会福祉課長 サイドブックスペースの68ページをお願いします。3款民生費，3項生活保護費，1目生活保護総務費，22節償還金利子及び割引料の生活保護費国庫補助金返還金及び生活保護費国庫負担金返還金は，いずれも令和元年度の精算に伴い，返還金の増額補正をお願いするものです。2目扶助費につきましては，今年度の医療扶助費の決算見込み等による，不足が見込まれるため，増額補正をお願いするものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○羽成健康増進課長 4款衛生費，第1項保健衛生費，4目市民健康管理費，12節委託料でございますが，今年度コロナ禍のため健康まつりを中止したため，減額補正をお願いするものでございます。5目健康増進事業費，12節委託料，こちらにつきましては，委託料減は当初見込んでおりました各種健診の受信者が，コロナ禍により大幅に減少したことにより減額補正をお願いするものでございます。次に，6目母子保健事業費，7節報償費及び12節委託料の減は当初見込んでおりました妊産婦及び乳幼児の健康診査や相談，健康教育の受診者がコロナ禍により大幅に減少したことにより減額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○水田高齢福祉課長 サイドブック，少し戻りまして48ページをお願いします。第2表 繰越明許費です。上から4段目，3款民生費，1項社会福祉費，地域密着型老人福祉施設整備推進事業につきましては，昨年の6月定例会で増額補正をご承認いただいた，荒川沖地内に建設を予定しております介護施設の整備事業となります。この事業の中で基礎工事において想定していた地盤よりかなり軟弱であること

が判明し、基礎構造の再計算及びその結果に基づく杭等の基礎工事内容の変更などが生じたことから、基礎工事完了が当初予定より90日遅れとなってしまいましたことから、年度内に工事を完了することができません。よって、全額を令和3年度に繰り越しをさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、ここで教育委員会とまた入れ替えをさせていただきます。

【執行部入替え】

○塚原委員長 続いて教育委員会について。

○田中学務課長 先ほど、令和3年度一般会計予算で、鈴木委員さんからの小学校費、中学校費の財源の関係で、小学校費3万1,000円、中学校費8万7,000円の財源構成があるが具体的にはという御質問だったんですが、学校での段ボールなどの廃棄物を売り払い代と公衆電話の使用料が歳入としての記載になってございます。以上です。

○塚原委員長 その他にあったやつですね。

○田中学務課長 はい。その他財源の、そのような内訳になっております。

○藤井教育総務課長 資料74ページをお願いいたします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、10節需用費、燃料費の減については、教育委員会バスの運行日数等が減少し、当初予定より燃料を使用しなかったことから、減額補正をお願いするものです。12節委託料、教育委員会バス運転管理委託料の減については、この冬の新型コロナウイルス感染再拡大により校外学習の中止が増加したため、12月にも減額補正をしておりますが、再度お願いするものです。説明は以上です。

○田中学務課長 9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の10節需要費、14節工事請負費及び17節備品購入費につきましては、東小学校に対する教育費寄付金1,000万円に係る物品購入及び施設改修事業で、増額補正をお願いするものでございます。

○中山指導課長 続きまして2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金でございます。交付金の減額につきましては、各小学校、義務教育学校前期課程におきまして実施しております、観劇、音楽教室につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、中止となったことから不要となった額を、減額補正をお願いするものであります。

○藤井教育総務課長 学校建設費の、7節報償費の減と12節委託料、上大津地区統合小学校整備基本計画策定委託料の減については、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画の策定が遅れ、事業未実施となったことから、減額補正をお願いするものです。なお、本事業につきましては、令和3年度に実施を予定しております。説明は以上です。

○田中学務課長 75ページをお願いします。3項中学校費、1目学校管理費、10節

需要費，１４節工事請負費及び１７節備品購入費につきましては，土浦第三中学校に対する教育費寄付金に係る物品購入及び施設改修事業で，増額補正をお願いするものでございます。

○中山指導課長　続きまして２目教育振興費，１２節委託料，中学校社会体験委託料の減でございますが，こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために各中学校，義務教育課程後期課程の８年生が実施しております職場体験学習を中止することから，不要となった額を減額するようにお願いするものでございます。続きまして，１８節負担金補助及び交付金，補助金，観劇，音楽教室等の一部補助の減でございますが，こちら観劇，音楽教室につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中学校，義務教育課程後期課程の音楽教室が中止となったことから，不要となった額を減額するようにお願いするものでございます。２目は以上でございます。

○藤井教育総務課長　３目学校建設費，１４節工事請負費，中学校施設大規模改造工事費の減については，車いすを使用する児童が土浦二中へ進学する予定でしたが，保護者が児童の体調などを考慮して，特別支援学校へ進学先を変更したため，工事を行わないこととなり，減額補正をお願いするものです。説明は以上です。

○中澤文化生涯学習課長　追加議案書の７５ページ５項社会教育費について，御説明いたします。１目社会教育費，１２節委託料につきましては，新型コロナウイルスの感染拡大により，家庭教育学級２３学級への運営委託を中止したため，事業に係る委託料の全額１１９万円の減額補正をお願いするものです。また，１８節負担金補助及び交付金につきましても，同じく新型コロナウイルス感染拡大により，土浦市小中学校ＰＴＡ連絡協議会が主催する，ミュージックフェス土浦の開催が中止となったことから，事業に係る補助金の全額４５万円の減額補正をお願いするものです。次に，４目芸術文化振興費，２４節積立金につきましては，文化振興基金の預金利子が確定したことから２万９，０００円の増額補正をお願いするものです。次のページをお願いします。追加議案書の７６ページです。１節青少年育成費につきましては，令和元年度の子ども，子育て支援交付金の国庫交付金を精算するため，２２節償還金利子及び割引料につきまして，国庫支出金返還金５４９万１，０００円の増額補正をお願いするものです。私からは，以上でございます。

○根本スポーツ振興課長　続きまして，同じく７６ページ。６項保健体育費，２目社会体育振興費，１８節負担金補助及び交付金の小中学校児童生徒各種大会参加等補助金については，児童生徒が県南大会以上に出場した場合，保護者の負担軽減を目的に交通費の補助や関東大会以上については宿泊費の補助等を行っているのですが，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中学校の総合体育大会をはじめ各種大会が中止になったことに伴い，減額補正をするものでございます。３目体育施設費，１０節需用費は，体育施設の光熱水費について，新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休館に伴う電気及び上下水道料金を減額補正するものです。１２節委託料は，入札による契約差金を減額補正するものです。

○田中学務課長 5 目学校給食費、1 節報酬及び8 節旅費につきましては、令和2 年の4 月、5 月の学校の臨時休業に伴う給食停止により、学校に配置する給食配膳員に係る人件費が抑えられたことと、1 0 節需要費及び1 2 節委託料につきましては、4 月、5 月の給食の停止に伴い、賄材料費、光熱水費、維持管理費用等が抑えられたこと及び学校給食センターが新しく、1 年間のかし補償期間により、必要無いと判断した清掃や点検を実施しなかったことにより、減額補正するものです。委託料は7 7 ページにかけてでございます。

○田中学務課長 戻りまして4 8 ページをお願いします。第2 表繰越明許費の一番下の表をお願いいたします。9 款教育費、2 項小学校費及び3 項中学校費の学務課管理事業につきましては、東小学校及び土浦第三中学校の教育事業への活用を目的としていただいた寄付金を活用して物品購入及び施設改修など行うところですが、物品の納品及び工事の完了を年度内に終える見込みがないため、繰り越しをお願いするものでございます。

○藤井教育総務課長 3 項中学校費の2 行目になります。中学校屋内運動場床改修事業は、都和中学校の屋内運動場床改修ついて、入札不調等により事業が遅れ、年度内の事業終了が見込めないことから、繰り越しをお願いするものです。3 項までの説明は以上です。

○中澤文化生涯学習課長 5 項社会教育費について、御説明いたします。博物館大規模改修事業につきましては、空調設備であるチラーユニット内のレシーバーの交換工事を進めているところですが、レシーバーが特注品であり、製作に期間を要するため、年度内工事の完了が見込めないことから、工事費1 3 0 万円の繰り越しをお願いするものです。なお、5 月末日までには、工事が完了する予定です。次の、青少年健全育成事業につきましては、令和3 年の成人式が9 月に延期されたことから、会場警備委託料や会場借り上げ料等の経費8 2 万8, 0 0 0 円の繰り越しをお願いするものです。説明は、以上でございます。

○田中学務課長 6 項保健体育費の学校給食センター再整備事業につきましては、老朽化の激しい学校給食のパンの配送に必要な容器、納品につきまして年度内に終える見込みがないため、繰り越しをお願いするものでございます。

○塚原委員長 ありがとうございます。御質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 それでは、採決をいたします。議案第2 9 号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

【(「異議なし」の声あり)】

○塚原委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2 9 号令和2 年度土浦市一般会計補正予算第1 7 回から第1 表歳入歳出予算補正歳出中第3 款民生費ただし第1 項社会福祉費中第7 目消費者行政費を除く、第4 款衛生費中第1 項保健衛生費、第9 款教育費、第2 表繰越明許費中第3 款民生費、第9 款教育費は、原案どおり決しました。

○塚原委員長 執行部からその他ありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 委員の皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○塚原委員長 以上で、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会します。引き続き委員会へ移りますので、よろしくお願いいたします。